

発行者情報

【表紙】

【公表書類】

【公表日】

【発行者の名称】

【代表者の役職氏名】

【本店の所在の場所】

【電話番号】

【事務連絡者氏名】

【最寄りの連絡場所】

【電話番号】

【事務連絡者氏名】

【担当J-Adviser及び担当F-Adviserの名称】

【担当J-Adviser及び担当F-Adviserの代表者の役職氏名】

【担当J-Adviser及び担当F-Adviserの本店の所在の場所】

【担当J-Adviser及び担当F-Adviserの財務状況が公表されるウェブサイトのアドレス】

【電話番号】

【取引所金融商品市場等に関する事項】

【公表されるホームページのアドレス】

発行者情報

2026年1月30日

株式会社アイビスホールディングス
(IBIS HOLDINGS Co., Ltd.)

代表取締役 永江 榮司

東京都千代田区外神田二丁目15番12号

(上記は登記上の本店所在地であり実際の業務は下記の【最寄りの連絡場所】で行っております。)

該当事項はありません。

該当事項はありません。

愛知県名古屋市東区泉二丁目27番14号

(052)526-1590(代表)

取締役管理部長 猪田 寛生

フィリップ証券株式会社

代表取締役社長 永堀 真

東京都中央区日本橋兜町4番2号

<https://www.phillip.co.jp/>

(03)3666-2321

東京証券取引所 TOKYO PRO Market

福岡証券取引所 Fukuoka PRO Market

なお、振替機関の名称及び住所は下記の通りです。

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋兜町7番1号

株式会社アイビスホールディングス

<https://www.ibisholdings.co.jp/>

株式会社東京証券取引所

<https://www.jpx.co.jp/>

証券会員制法人福岡証券取引所

<https://www.fse.or.jp/>

【投資者に対する注意事項】

- 1 TOKYO PRO Market及びFukuoka PRO Marketは、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Market及びFukuoka PRO Marketの上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、第一部 第3_4 【事業等のリスク】において公表された情報を慎重に検討する必要があります。
- 2 発行者情報を公表した発行者のその公表の時における役員（金融商品取引法（以下「法」という。）第21条第1項第1号に規定する役員（取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者）をいう。）は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかったことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。
- 3 TOKYO PRO Market及びFukuoka PRO Marketにおける取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Market及びFukuoka PRO Marketにおいては、J-Adviser及びF-Adviserが重要な役割を担います。TOKYO PRO Market及びFukuoka PRO Marketの上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例（以下「特例」という。）に従つて、各上場会社のため行動するJ-Adviser及びF-Adviserを選任する必要があります。J-Adviser及びF-Adviserの役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲げられるTOKYO PRO Marketに係る諸規則及び福岡証券取引所のホームページ等に掲げられるFukuoka PRO Marketに係る諸規則に留意する必要があります。
- 4 東京証券取引所及び福岡証券取引所は、発行者情報の内容（発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません。）について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他的一切の責任を負いません。

第一部【企業情報】

第1 【本国における法制等の概要】

該当事項はありません。

第2【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

連結経営指標等

回次	第4期	第5期	第6期
決算年月	2023年10月	2024年10月	2025年10月
売上高 (千円)	727,448	894,558	1,094,078
経常利益 (千円)	14,573	25,576	45,761
親会社株主に帰属する当期純利益 (千円)	6,577	2,511	35,284
包括利益 (千円)	6,577	2,511	35,284
純資産額 (千円)	123,481	125,993	161,277
総資産額 (千円)	475,708	571,057	736,830
1株当たり純資産額 (円)	137.35	140.15	179.40
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	— (—)	— (—)	— (—)
1株当たり当期純利益 (円)	7.32	2.79	39.25
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益 (円)	—	—	—
自己資本比率 (%)	26.0	22.1	21.9
自己資本利益率 (%)	5.5	2.0	24.6
株価収益率 (倍)	177.7	465.3	33.1
配当性向 (%)	—	—	—
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	2,979	9,102	25,276
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△49,766	△129,278	△87,680
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	170,470	75,621	98,390
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	212,257	167,703	203,689
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (人)	62 (5)	74 (13)	109 (48)

- (注) 1. 第4期及び第5期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。また、第6期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため、記載しておりません。
2. 1株当たり配当額及び配当性向については、配当を行っていないため記載しておりません。
3. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（パート・アルバイトを含み、人材会社からの派遣社員は除く）は、年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。
4. 株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第128条第3項の規定及び証券会員制法人福岡証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第127条第3項の規定に基づき連結財務諸表について監査法人コスモスの監査を受けております。
5. 2023年1月31日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っておりますが、第4期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。

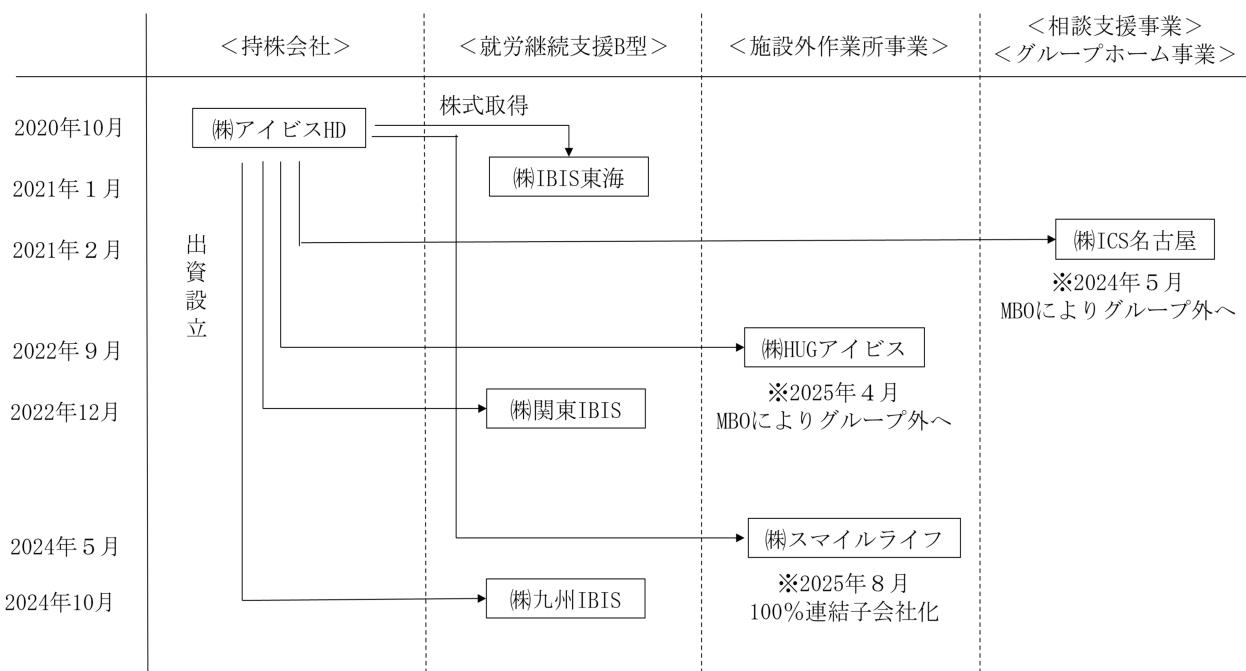
2 【沿革】

2018年に当社取締役の加藤咲江が就労継続支援B型事業所の運営を目的として設立した「株式会社花大和」が当社グループの原点であります。その後、本格的に事業化することを目的に、創業時より連携及び支援をしていた永江榮司が当社を設立し、株式会社花大和を連結子会社として資本参加する形で、当社グループを形成してまいりました。

年月	事項
2018年12月	株式会社花大和（現株式会社IBIS東海（連結子会社））設立
2019年11月	株式会社花大和が就労継続支援B型事業所「アイビス上前津」開所
2020年10月	就労継続支援B型事業への参入及び純粹持株会社体制への移行を見据え、当社を設立
11月	株式会社花大和が就労継続支援B型事業所「アイビス太閤」開所
12月	株式会社花大和が株式会社IBIS東海に会社名称を変更
2021年1月	株式会社IBIS東海の全株式を取得し、連結子会社化
2月	株式会社ICS名古屋（連結子会社）を設立し、相談支援事業を開始
3月	株式会社IBIS東海が就労継続支援B型事業所「アイビス八事」開所
4月	株式会社ICS名古屋が「アイビス名古屋相談支援センター」開所
5月	株式会社IBIS東海が就労継続支援B型事業所「アイビス今池」開所
6月	株式会社IBIS東海が就労継続支援B型事業所「アイビス星ヶ丘」開所
8月	株式会社IBIS東海が就労継続支援B型事業所「アイビス砂田橋」開所
2022年2月	株式会社IBIS東海が就労継続支援B型事業所「アイビス新瑞橋」開所
7月	株式会社IBIS東海が就労継続支援B型事業所「アイビス金山」開所
9月	施設外作業所を運営する目的で株式会社HUGアイビス（現：株式会社i HUG cheese（連結子会社））を設立
12月	株式会社関東IBIS（連結子会社）を設立し、関東圏で就労継続支援B型事業を開始
	株式会社HUGアイビスが施設外作業所「イオンタウン名西」開所
	株式会社IBIS東海が就労継続支援B型事業所「アイビス徳重」開所
2023年1月	株式会社IBIS東海が就労継続支援B型事業所「アイビス池下」開所
4月	株式会社HUGアイビスが「久屋施設外作業所(h. u. g-flower Hisaya-odori)（現：i Hug Cheese久屋大通店）」開所
	株式会社ICS名古屋が相談支援事業を休止
5月	株式会社ICS名古屋がグループホーム事業を開始し、「アイビスの家 尾張旭東山」開設
9月	株式会社IBIS東海が就労継続支援B型事業所「アイビス豊田GAZA」開所
10月	東京証券取引所 TOKYO PRO Marketに株式上場
2024年2月	株式会社IBIS東海が就労継続支援B型事業所「アイビス湯島」開所
3月	株式会社HUGアイビスが施設外作業所「i Hug Cheese上野店」開所
5月	株式会社ICS名古屋がMBO（マネジメントバイアウト）によりグループから離脱
	株式会社スマイルライフ（旧社名 株式会社Millefiorire）の株式44.4%を取得し、持分法適用会社化
6月	株式会社IBIS東海が就労継続支援B型事業所「アイビス岐阜」開所
8月	株式会社HUGアイビスが施設外作業所「i Hug Cheese堀田店」開所
10月	株式会社九州IBIS（連結子会社）を設立し、九州圏で就労継続支援B型事業を開始
12月	福岡証券取引所Fukuoka PRO Marketに株式上場（TOKYO PRO Marketとの重複上場）
	株式会社関東IBISが就労継続支援B型事業所「アイビス文京」開所
2025年2月	株式会社九州IBISが就労継続支援B型事業所「アイビス福岡舞鶴」開所
4月	株式会社HUGアイビスがMBO（マネジメントバイアウト）によりグループから離脱
8月	株式会社スマイルライフの株式55.6%を取得し、連結子会社化
9月	株式会社IBIS東海が就労継続支援B型事業所「アイビス中村黄金」開所
12月	株式会社九州IBISが就労継続支援B型事業所「アイビス井尻」開所

当社グループの現在に至るまでの沿革を図示いたしますと、次の通りであります。

[各グループ会社の設立]



[施設の開所]

	<持株会社>	<就労継続支援B型>	<相談支援事業> (※注1) <グループホーム事業> (※注2)	<施設外作業所事業>
	(株)アイビスHD	(株)IBIS東海 (株)関東IBIS (株)九州IBIS	(株)ICS名古屋	(株)スマイルライフ (株)i HUG cheese (株)Crossover (株)LIBERO
2019年11月		アイビス上前津		
2020年11月		アイビス太閤		
2021年3月		アイビス八事		
4月		アイビス今池	アイビス名古屋 相談支援センター	
5月		アイビス星ヶ丘		
6月		アイビス砂田橋		
8月		アイビス新瑞橋		
2022年2月		アイビス金山		イオンタウン名西 施設外作業所
7月		アイビス徳重		
12月		アイビス池下 (※注3)		久屋施設外作業所
2023年1月			アイビスの家 尾張旭東山施設	
4月				
5月				
9月		アイビス豊田GAZA		豊田施設外作業所
2024年2月		アイビス湯島		
3月				上野施設外作業所 菊井施設外作業所
6月		アイビス岐阜		堀田施設外作業所
8月				新瑞橋施設外作業所
12月		アイビス文京		
2025年2月		アイビス福岡舞鶴		
3月				岐阜施設外作業所 尾張旭施設外作業所
6月				本山施設外作業所
7月				志賀本通施設外作業所
9月		アイビス中村黄金		
12月		アイビス井尻		

(※注1) 相談支援事業については、2023年10月末時点で事業を廃止しております。

(※注2) ICS名古屋がグループから離脱したことにより、2024年5月以降グループホーム事業は行っておりません。

(※注3) アイビス池下は、現在閉設しております。

3 【事業の内容】

当社グループは、当社（株式会社アイビスホールディングス）、連結子会社4社（株式会社IBIS東海、株式会社関東IBIS、株式会社九州IBIS、株式会社スマイルライフ）5社により構成されています。

現在の当社グループは就労支援サービス事業の単一セグメントであります、事業の内容は（1）就労継続支援B型事業、（2）施設外作業所事業の2つに大別され、それらを構成する事業内容と各社の位置付けは以下の通りであります。

セグメント	業務内容	事業会社
就労支援サービス事業	就労継続支援B型事業	（株）IBIS東海 （株）関東IBIS （株）九州IBIS
	施設外作業所事業	（株）スマイルライフ

（1）会社の経営の基本方針

当社グループは、「すべてのあなたをHAPPYに」を経営理念として掲げ、サービスをご利用いただく障がいの方々はもちろん、従業員や取引先も含め、当社グループに関わるすべてのステークホルダー（利害関係者）ひとりひとりに、自身の幸福を追求できる環境を提供することを、会社経営の基本方針としております。

（2）事業の内容

当社グループは、障害者総合支援法に基づく就労継続支援B型事業所の運営を主軸とした就労継続支援B型事業、施設外就労を行う施設外事業所の運営を主軸とした施設外事業所事業、以上2つの事業を行っております。

① 就労継続支援B型事業

連結子会社株式会社IBIS東海、株式会社関東IBIS、株式会社九州IBISにおいて、障害者総合支援法の訓練等給付に基づく就労継続支援B型事業を行っております。就労継続支援B型施設においては、利用者が利用者自身のペースで訓練を行い、一般就労に向けた支援をしております。

2025年10月末現在、愛知県内、岐阜県内及び東京都内において株式会社IBIS東海が『アイビス』ブランドで13施設を展開しております。

2025年10月末現在、東京都内において株式会社関東IBISが『アイビス』ブランドで1施設を展開しております。

2025年10月末現在、福岡県内において株式会社九州IBISが『アイビス』ブランドで1施設を展開しております。

多店舗展開することで、それぞれの施設で行う作業に特色を出すことができ、利用者が興味の持てる作業の選択肢を多く提供することができます。各施設の主な作業は【施設の特色】を参照ください。

また、当社グループが運営する施設とは別に、施設外作業所での作業も「施設外就労」として、一定の要件を満たせば、訓練給付費受給の対象活動となるため、施設での就労訓練に加え、施設外就労についても本事業での取り組みとなります。

現在、【施設の特色】に記載する10ヶ所の施設外作業所運営企業4社とそれぞれ請負契約を締結し、利用者が施設外作業所にて作業を行っております。株式会社スマイルライフを除く3社は当社グループと資本関係・人的関係はありません。

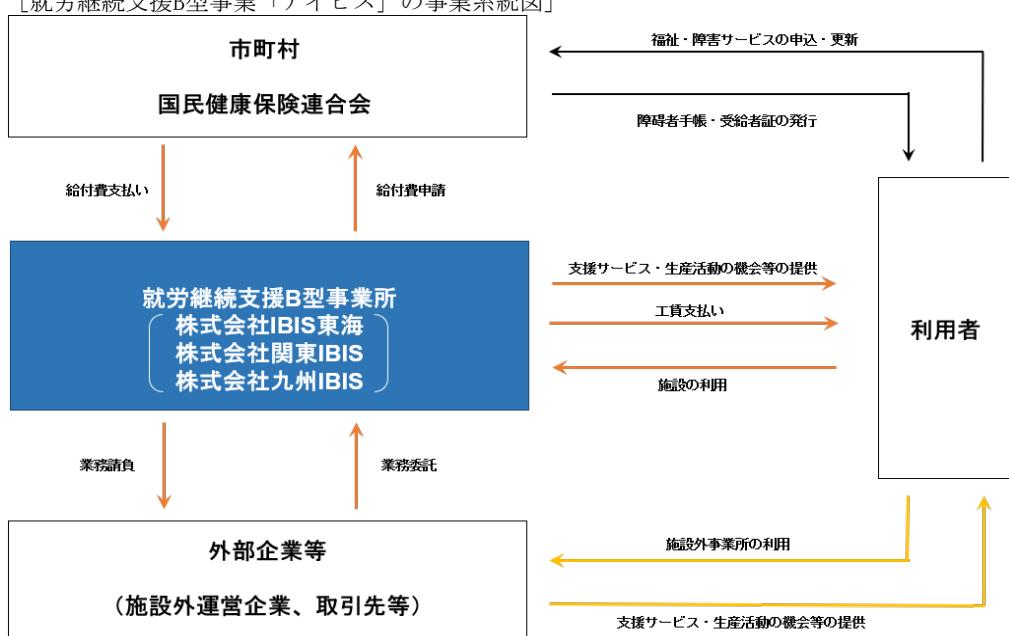
なお、連結子会社株式会社スマイルライフにて施設外作業所を2ヶ所開設しておりますので、当社グループによる施設外作業所事業については、②施設外作業所事業にて詳述します。

[施設の特色]

施設／施設外	主な作業
<施設>	
アイビス上前津	軽作業（シール貼り、ラベリング等）
アイビス今池	PCデザイン・クラフト製作（カレンダー等）
アイビス太閤	クラフト製作（クラフトバンド等）
アイビス八事	珈琲豆焙煎・選別、計量・軽作業
アイビス星ヶ丘	軽作業
アイビス砂田橋	菓子製造・菓子梱包
アイビス徳重	軽作業（菓子袋詰め・箱検品）・DM封入
アイビス新瑞橋	軽作業・クラフト製作（ペーパークイリング）
アイビス金山	クラフト製作（陶芸・羊毛フェルト）
アイビス豊田GAZA	店頭販売・在庫管理・クラフト製作（PPバンド）
アイビス岐阜	クラフト製作（PPバンド等）・軽作業
アイビス湯島	WEB通販・クラフト製作
アイビス中村黄金	軽作業・クラフト製作（ソーイング）
アイビス文京	WEB通販・クラフト製作
<当社グループ運営の施設外>	
新瑞橋施設外	軽作業・WEB通販・WEB在庫管理
菊井施設外	レザークラフト・陶芸・軽作業・WEB通販
<協力企業（※注）運営の施設外>	
上野施設外	菓子販売・小売り店舗運営
志賀本通施設外	倉庫作業・軽作業
イオンタウン名西施設外	小売り店舗運営・デザイン業務
堀田施設外	菓子製造・菓子梱包・小売り店舗運営
尾張旭施設外	菓子製造・菓子梱包
本山施設外	在庫管理・WEB通販・クラフト製作（PPバンド）
豊田GAZA施設外	店頭販売・在庫管理
岐阜施設外	菓子製造・菓子梱包

(※注) 協力企業は当社グループと資本関係・人的関係はありません。

[就労継続支援B型事業「アイビス」の事業系統図]



② 施設外作業所事業

連結子会社株式会社スマイルライフにおいて、障害者総合支援法の施設外就労に基づく施設外作業所を運営しております。施設外作業所として就労継続支援B型の利用者を受け入れ、作業委託をすることで、事業展開しております。

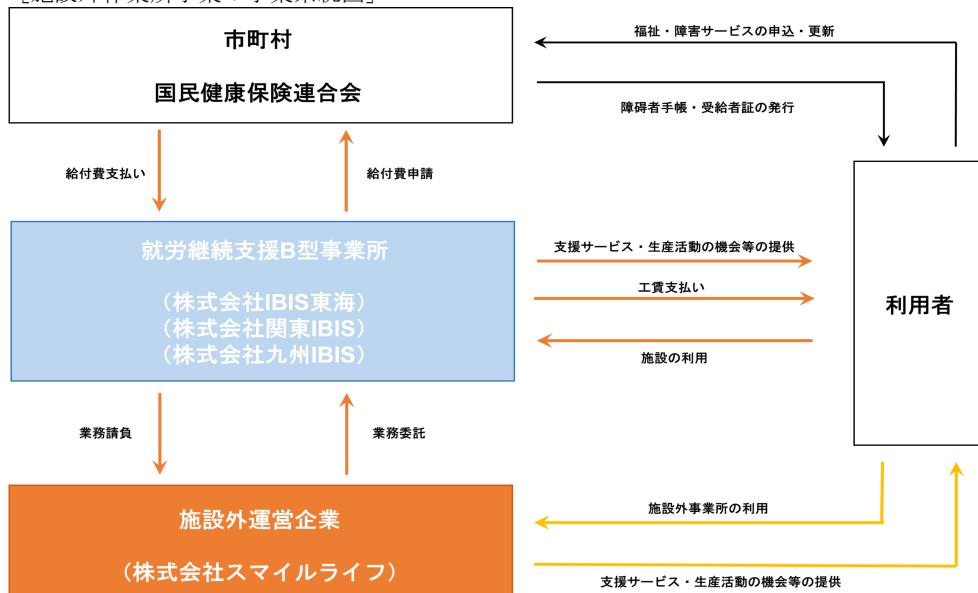
障害者総合支援法に基づく施設外就労では、就労継続支援B型事業所は施設外作業所を運営する法人と請負契約を締結し、施設外作業所内で作業を受託することで、施設での作業と同様に訓練給付費を受け取り、利用者に工賃を支払うことが可能になります（実際には、B型スタッフの人員数等、一定の要件を満たす必要があります）。

施設外就労により、施設が受給する訓練給付費は就労継続支援B型事業における当社グループの収入となり、施設外作業所は作業を委託した成果物等（商品・製品やサービス）が外部へ販売がなされた場合に、施設外作業所としての収入となります。（「施設外作業所イメージ図」を参照）

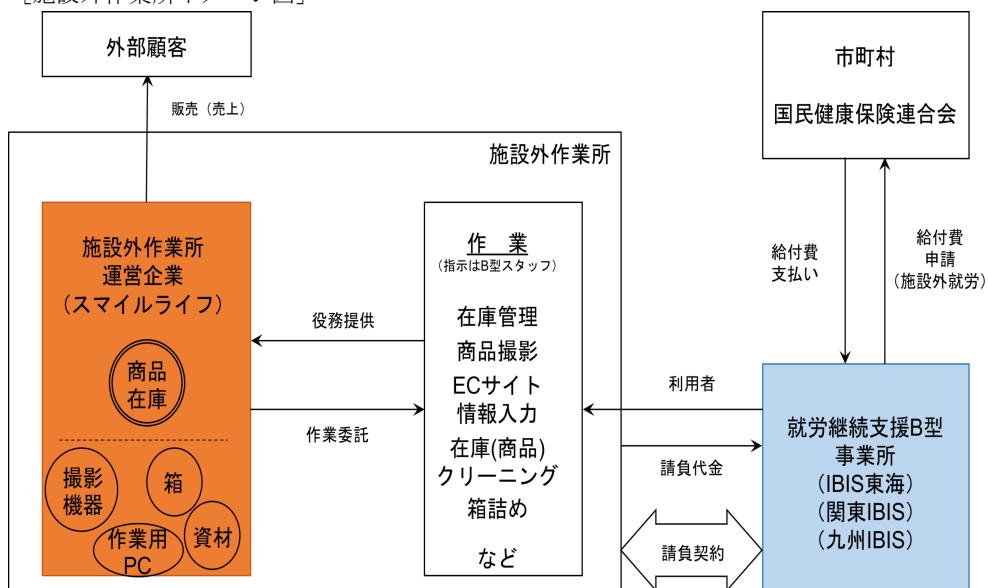
なお、厚生労働省においても、利用者が施設外就労することには、利用者工賃の向上や一般就労へのステップになる等、一定の効果があるとの見解もあり、当社グループとしても積極的に取り組んでまいる方針であります。

2025年10月末現在、愛知県内において、株式会社スマイルライフが菊井施設外、新瑞橋施設外2ヶ所をそれぞれ展開しております。

[施設外作業所事業の事業系統図]



[施設外作業所イメージ図]



グループ内とグループ外の施設外作業所に関して、それぞれで利用メリットがありますので、グループ内外でのバランスを取りながら、施設外作業所の拠点を増やしてまいります。

また、グループ内、グループ外を問わず、施設外作業所で行う作業については、利用者の通所日数増及び一般就労に資する作業を取り入れ、当該事業の収益性は重要ではありますが、それのみに基づく判断はしない方針であります。

[利用メリット]

	当社グループとしてのメリット	施設利用者としてのメリット
グループ内施設外作業所	施設外作業所での事業における売上が計上される 施設利用者の状況に応じた柔軟な事業運営が可能となる	施設と施設外作業所を同一のグループが運営することで、利用者自身に合った作業を選択することが可能となる
グループ外施設外作業所	施設外作業所の運営企業が事業運営を担うため、設備投資や運転資金等、事業資金は必要ない	一般就労での就業環境により近くなるため、一般就労により近づくことが可能となる

2025年10月末現在、施設外作業所は連結子会社1社及び協力企業様3社に運営いただいております。

施設外作業所名称	所在地
イオンタウン名西施設外	愛知県名古屋市西区
菊井施設外	愛知県名古屋市西区
新瑞橋施設外	愛知県名古屋市瑞穂区
上野施設外	東京都千代田区
堀田施設外	愛知県名古屋市瑞穂区
本山施設外	愛知県名古屋市千種区
志賀本通施設外	愛知県名古屋市北区
尾張旭施設外	愛知県尾張旭市
豊田GAZA施設外	愛知県豊田市
岐阜施設外	岐阜県岐阜市

※各施設外作業所での作業については[施設の特色]を参照ください。

4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 (千円)	主要な事業の内容	議決権の所有割合 又は被所有割合 (%)	関係内容
(連結子会社)					
株式会社IBIS東海 (注) 1	名古屋市東区	30,000	就労継続支援B型事業	100.0	役務の提供 資金の立替 役員の兼任
株式会社関東IBIS (注) 1	東京都千代田区	9,900	就労継続支援B型事業	100.0	役務の提供 資金の立替 役員の兼任
株式会社九州IBIS (注) 1	福岡県博多市中央区	9,900	就労継続支援B型事業	100.0	役務の提供 資金の立替 役員の兼任
株式会社スマイルライフ (注) 1、3	名古屋市中区	49,900	施設外作業所事業	100.0	役務の提供

- (注) 1. 株式会社IBIS東海、株式会社関東IBIS、株式会社九州IBIS及び株式会社スマイルライフは特定子会社であります。
2. 2025年4月30日に、株式会社HUGアイビスは全株式の譲渡により連結の範囲から除外しております。
3. 2025年8月1日より、株式会社スマイルライフの株式55.6%を追加取得したことに伴い、連結子会社化しております。
4. 下記については、売上高（連結会社相互間の内部売上高を除く）の連結売上高に占める割合が10%を超えております。

株式会社IBIS東海 2025年10月期	
(1) 売上高	992,689千円
(2) 経常利益	56,010千円
(3) 当期純利益	36,285千円
(4) 純資産額	101,284千円
(5) 総資産額	558,381千円

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2025年10月31日現在

セグメントの名称	従業員数（人）
就労支援サービス事業	109(48)
合計	109(48)

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（パート・アルバイトを含み、人材会社からの派遣社員は除く）は、年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。

(2) 発行者の状況

2025年10月31日現在

従業員数（人）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（千円）
5(1)	41.4	2.4	4,969

セグメントの名称	従業員数（人）
就労支援サービス事業	5(1)
合計	5(1)

(注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（パート・アルバイトを含み、人材会社からの派遣社員は除く）は、年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。
2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

(3) 労働組合の状況

当社グループにおいて労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

(4) 管理職に占める女性労働者の割合、男性労働者の育児休業取得率及び労働者の男女の賃金の差異

提出会社及び連結子会社は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（平成27年法律第64号）及び「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」（平成3年法律第76号）の規定による公表義務の対象でないため、記載を省略しております。

第3【事業の状況】

1【業績等の概要】

当社グループの業績及びキャッシュ・フローの状況の概要は次の通りであります。

(1) 業績

当連結会計年度におけるわが国経済は、ポスト・コロナの状況が定着し、経済活動のさらなる正常化に向けた動きが継続しました。しかしながら、世界各地での地政学的な緊張の長期化に加え、エネルギーや原材料価格の高騰、急速な円安の進行等が相まって、物価の上昇傾向が続き、経済の先行きについては依然として不透明な状況が続いております。障害者福祉の分野においては、「地域共生社会」の実現に向けた取り組みが加速しており、特に、障害のある方々が地域で自立した生活を送り、活躍できるための就労支援の重要性が一段と高まっております。一方で、障害福祉サービス事業所の人材確保の困難さ、物価高騰に伴う運営コストの上昇は、事業経営における大きな課題として顕在化しており、より効率的かつ質の高いサービスの提供体制の構築が求められております。

このような環境のもと、当社グループは就労継続支援B型事業及び施設外作業所事業において、2024年4月に実施された報酬改訂の影響が当期を通じて顕在化しており、全体的には報酬単価や加算項目において当社グループにプラスに寄与する結果となり、売上高は堅調に推移いたしました。一方で、将来の収益基盤強化に向けた戦略的投資として人件費、設備投資等の諸経費が先行して発生いたしました。

以上の結果、当連結会計年度における売上高は1,094,078千円（前期比22.3%増）、営業利益は40,651千円（前期比61.4%増）、経常利益は45,761千円（前期比78.9%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は35,284千円（前期比1305.0%増）となりました。

なお、当社グループは就労支援サービス事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

(2) キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、前連結会計年度末に比べて35,986千円増加し、203,689千円となりました。

当連結会計年度末における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は、次の通りであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果獲得した資金は25,276千円（前期は9,102千円の獲得）となりました。これは主に、売上債権の増加額29,260千円、仕入債務の減少額17,398千円等により資金が減少した一方、税金等調整前当期純利益の計上55,218千円に加え、減価償却費の計上20,626千円、未払金の増加額23,183千円等により資金が増加したことによるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果使用した資金は87,680千円（前期は129,278千円の使用）となりました。これは主に、連結範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出45,655千円、連結範囲の変更を伴う子会社株式の売却による支出17,573千円、有形固定資産の取得による支出11,986千円等により資金が減少したことによるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果獲得した資金は98,390千円（前期は75,621千円の獲得）となりました。これは、長期借入金の返済による支出36,410千円等により資金が減少した一方、短期借入れによる収入100,000千円、長期借入れによる収入35,000千円により資金が増加したことによるものであります。

2 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当社グループは生産活動を行っていないため、該当事項はありません。

(2) 受注実績

当社グループは受注活動を行っていないため、該当事項はありません。

(3) 販売実績

当連結会計年度における事業別販売実績を示すと、次の通りであります。

事業名	当連結会計年度 (自2024年11月1日 至2025年10月31日)	前年同期比 (%)
就労継続支援B型事業（千円）	991,900	122.0
施設外作業所事業（千円）	88,261	152.9
その他（千円）	13,916	85.9
合計（千円）	1,094,078	122.3

(注) 2. 最近2連結会計年度の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次の通りであります。

相手先	前連結会計年度 (自2023年11月1日 至2024年10月31日)		当連結会計年度 (自2024年11月1日 至2025年10月31日)	
	金額（千円）	割合（%）	金額（千円）	割合（%）
国民健康保険団体連合会	700,771	78.3	916,837	83.8

3 【対処すべき課題】

文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において、当社グループが判断したものであります。

(1) 関係法令の遵守

当社グループの就労継続支援B型事業及び関連する障害福祉事業では、障害者総合支援法をはじめとした関係法令に基づいたサービス提供を行うことから、事業の継続的な運営には関係法令の遵守が前提となります。そのため、当該関係法令の遵守が重要課題であると認識しております。当社グループは今後の関係法令の法改正に柔軟に対応するとともに、内部管理体制の拡充や社員教育、研修等によるコンプライアンス体制の強化に継続的に取り組んでまいります。

(2) 人材確保と人材育成

当社グループの就労継続支援B型事業及び関連する障害福祉事業は、お客様や利用者に対する直接的なサービス提供が主であることから、当社グループの事業運営にあたっては優秀な人材の確保、育成、定着が重要課題であると認識しております。そのため、社員それぞれの働き方に合った多様なキャリアパスや人事制度を整備するとともに、育成や定着のため、入社時の社員研修の強化、システム導入による業務負担の軽減、長時間労働防止施策の徹底、働きやすい職場環境の改善等を継続的に実施してまいります。

(3) 就労継続支援B型事業を中心とした関連障害福祉事業における提供サービスの質の向上

当社グループの就労継続支援B型事業及び関連する障害福祉事業において、お客様や利用者の就労ニーズは高度化・複雑化が進んでおり、これに対応するためには提供サービスの品質の維持向上が重要課題であると認識しております。当社グループでは、アイビスルールブックを制定し、日々のアップデートを通じて、従業員の行動指針や施設での規則を定めることで、提供サービスの質の向上を図っております。そのため、ルールブックの改良とその内容を全社的に周知する活動を継続するとともに、外部講師による勉強会や研修制度の充実等を継続的に実施することで、お客様や利用者に提供するサービスの質の向上を実施してまいります。

(4) 収益源の多角化

第5期連結会計年度における就労継続支援B型事業、相談支援事業、グループホーム事業の当社グループ売り上げに占める割合は91.7%、第6期連結会計年度における就労継続支援B型事業の当社グループ売り上げに占める割合は90.7%と、障害者総合支援法に基づく事業の売り上げが売上構成比のほぼ全てを占めていることは、日本政府の障害福祉政策の動向に大きく影響を受けるビジネスモデルであり、短期的には障害福祉政策の影響を受ける可能性があります。当面は、就労継続支援B型事業及び関連する障害福祉事業の成長を目指しますが、一方で利用者のニーズが多様化すれば、就労継続支援B型事業に限定せず、中長期的には、新規事業の拡大等による収益源の多角化を進めいく可能性があります。

(5) 事業資金の確保

障害福祉事業は、事業施設の増設に関して多額の資金が必要であり、当社グループはこれらの事業資金の多くを金融機関からの借入により調達しており、当社グループの成長のためには、今後も安定的な事業資金の確保が課題であると認識しております。その課題に対処するために、事業の成長に伴う信用力の増加を活かし、資金調達の多様化を図るとともに、中長期的な財務体質の強化を図ってまいります。

4 【事業等のリスク】

以下において、当社グループの事業展開その他に関するリスク要因と考えられる主な事項を記載しております。

当社グループは、これらのリスク発生の可能性を認識した上で、発生の回避及び発生した場合の適切な対応に努める方針ですが、当社株式に関する投資判断は、以下の事項及び本項以外の記載事項を慎重に検討した上で行われる必要があると考えております。

また、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであり、実際の結果とは異なる可能性があります。

(1) 法的規制等について

当社グループは、事業活動を行う上で、「障害者総合支援法」等様々な法規制の適用を受けております。

当社グループでは、法令・諸規則遵守の強化を図るために内部管理体制の整備・強化に努めておりますが、今後、これらの法律の改廃、法的規制の新設、適用基準の変更等がなされた場合、また、何らかの事情により法律に抵触する事態が生じた場合には、当社グループの事業展開及び業績に影響を与える可能性があります。

とりわけ当社グループの事業モデルは、国からの報酬を主な収益源としており、3年ごとに実施される障害福祉サービスの報酬改定にて下方の改定が行われた場合には、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

また、障害福祉サービスの各事業所は、都道府県知事、政令指定都市市長又は中核市市長から設置の指定（6年ごとの更新）を受けるものであり、指定には人員、設備及び運営に関する基準が規定されており、これらの規定に従って営業する必要があります。

当社グループの提供する就労支援事業に必要な指定・許認可は、以下の通りです。

取得	所轄官庁	許認可名称	許認可内容	有効期限	主な許認可取消事由
当社各事業所	都道府県等	指定障害福祉サービス	障害者総合支援法の就労継続支援B型	6年毎の更新	障害者総合支援法第50条（指定の取消等）

障害福祉サービスの指定は事業所単位で取得しており、法人全体として組織的な不正が認められるといった場合を除き、指定の取消等についても事業所毎に検討されます。現時点において、当社グループの運営する障害福祉サービス事業所に指定取消や営業停止は発生しておりませんが、今後何らかの原因によりこれらの指定が取り消された場合や営業停止となった場合、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

特に、各事業所には指定を受ける際に、「障害者総合支援法」では省令「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」において、報酬に係る算定基準を定め、指定承認を受けることとなります。施設運営を継続する中で、配置基準や施設運営職員の役割に応じて、加算または減算となることがあります。よって、指定時には満たしていた要件であっても、施設運営や会社経営による事情から当該要件が満たせなくなった場合、各事業所または会社全体で減算となり、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

また、厚生労働省の通知「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」にて、定員超過やサービス管理責任者欠如減算等、報酬の減算対象がそれぞれ明記されておりますが、各都道府県知事は減算の対象となる事案については指導すること、また、指導に従わない場合には、指定の取消しを検討すると定められており、その運用は各自治体に委ねられております。

当社グループでは、上記の省令や通知事項等を遵守し、細心の注意を払っておりますが、今後、国による制度、各自治体の運用方針や通知事項が変更された場合には、これまで通りの運営が困難となり、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

(2) 人材の確保について

当社グループの就労継続支援B型事業や関連する障害福祉事業は、お客様や利用者に対する直接的なサービス提供が主であり、また障害者総合支援法に基づき、有資格者の配置を含む一定の人員基準及び設備基準が定められているため、今後の事業展開に応じた優秀な人材の持続的な確保及び育成が必要となっております。当社グループでは幅広い採用活動を行うとともに、社内研修の充実等により人材の確保及び育成に努めておりますが、他社からの引き抜き等により人材の確保が今後の事業展開の速度に対応できない場合には、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

(3) 事業所展開について

当社グループでは、お客様や利用者が利用しやすい立地条件、事業所の採算性等を総合的に勘案し新規事業所開設を行っていく方針としております。しかしながら、当社グループの新設条件に合致する物件が見つからなかった場合や、工事や人材確保等の遅れにより開設が遅延した場合、当初計画通りに新規事業所開設ができなくなり、当社グル

ープの業績に影響を与える可能性があります。

(4) 個人情報の保護について

当社グループの就労支援事業においては、利用者の氏名、住所、連絡先等の情報を保持しております。これら顧客の個人情報の取扱いについては厳重に管理し、万全を期しておりますが、万が一漏洩するようなことがあった場合、顧客からだけでなく、広く社会的な信用を失墜することとなり、事業所の許認可及び指定に影響が出る等、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

(5) 自然災害について

当社グループは、愛知県に本部機能、就労継続支援B型事業所、共同生活援助施設、短期入所施設、施設外作業所を有しており、これらの拠点は南海トラフ巨大地震防災対策推進地域に指定されております。巨大地震が発生し、津波、火災や水害などの被害を受けた場合は、利用者や従業員、建物などに被害が及ぶ可能性があります。その場合、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

(6) 訴訟等について

当社グループでは、現在までのところ訴訟の実績はございません。しかしながら、利用者が事業所を利用している際の事故等により生じた損害について、当社グループの過失責任を問う訴訟が係属し、当社グループの責任が認められた場合には、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

(7) 運営施設の事故等

当社グループは、施設運営において、お客様や利用者の安全を確保する体制を整備していることから、これまで業績に多大な影響を与えるような事故等は発生しておりません。しかしながら、万が一運営施設において重大な事故等が発生した場合、所管する自治体等からの業務停止命令や訴訟及び風評被害等による多数の利用者減少により、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

(8) 風評等の影響について

当社グループの事業はお客様及び利用者、そのご家族、行政機関や医療機関等の関係機関、就労先や取引先等の企業、地域社会の皆様との連携の上に成り立っております。当社グループの従業員には引き続き、企業理念やコーポレートミッションの浸透及び高いコンプライアンス意識の保持のための社内研修を実施してまいります。しかしながら、当社グループの従業員の不祥事等何らかの事象の発生や、当社グループに対して不利益となる情報や風評が流れた場合には、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

(9) 感染症について

感染症について、従業員において検温や手洗い・うがい、アルコール消毒等の感染予防の徹底を行っておりますが、利用者や取引先等の間で感染が拡大した場合、新規利用者の受入停止や事業所の営業自粛等により、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

(10) 食品衛生関連事項について

当社グループは、食品衛生法に基づき、所管保健所から菓子製造許可を取得するとともに、小売、小分け作業の届出をしており、食品の製造・小売・小分け作業を行う全ての施設に食品衛生管理者を配置しております。また、各施設では施設運営管理規程に基づき衛生や品質に対する管理を徹底しております。しかしながら、万が一、食中毒が発生した場合、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

(11) 競合について

当社グループが属する障害福祉サービス業界は、提供サービスが人材の質に左右される傾向の強い業種であり、当社グループは、当社グループのミッションに強く共感している人材を積極的に採用することで、競合他社との差別化を図っております。しかしながら、当連結会計年度末現在以降において、さらなる競合他社の事業拡大や新規参入等がある場合、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

(12) 固定資産の減損会計について

当社グループは、すでに固定資産の減損会計を適用しておりますが、今後当社グループが保有する固定資産を使用する事業所の業績が悪化し、回復が見込まれない場合や、固定資産の市場価格が著しく低下した場合には、当該固定資産について減損損失を計上することにより、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

(13) 特定人物への依存について

当社の代表取締役社長である永江榮司は当社グループの創業者であり、当社グループの経営方針や経営戦略の立案及び決定において重要な役割を果たしております。当社グループはノウハウの共有、人材の獲得及び育成等により組織体制の強化を図り、同氏に過度に依存しない経営体制の構築を進めてまいります。しかしながら、不測の事態により同氏の当社グループにおける職務執行が困難となった場合には当社グループの今後の事業展開、業績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

(14) 社歴が浅いことについて

当社は、2020年10月に設立された社歴の浅い会社であります。従って、期間業績比較を行うための十分な財務情報を得られず、過年度の業績のみでは今後の業績を判断する情報としては不十分な可能性があります。

(15) 配当未実施について

当社グループでは、株主に対する利益還元を重要な経営課題の一つとして位置付けております。しかしながら、当連結会計年度末現在において、当社グループは成長拡大の過程にあると考えており、経営基盤の強化及び積極的な事業展開のために内部留保の充実を図り、財務体質の強化と事業拡大に向けた投資に充当することで、更なる事業拡大を実現することが株主に対する最大の利益還元につながると考えております。将来的には、経営成績及び財政状態を勘案しながら株主への利益の配当を検討する方針でありますが、配当の実施及びその時期等については現時点において未定であります。

(16) 情報システム障害について

当社グループは、請求業務やERPにおいて、様々なシステムを利用しています。サーバーダウン等のシステム障害が生じた場合には、別の支援サービスを提供する等の対策をとっておりますが、当該システム障害が長期にわたる場合には、利用者等へ支援サービス提供が困難になり、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

(17) J-Adviserとの契約について

当社は、**㈱東京証券取引所**が運営を行っております証券市場TOKYO PRO Marketに上場しております。当社では、フィリップ証券㈱を担当J-Adviserに指定することについての取締役会決議に基づき、2021年10月27日にフィリップ証券㈱との間で、担当J-Adviser契約（以下「当該契約」といいます）を締結しております。当該契約は、TOKYO PRO Marketにおける当社株式の新規上場及び上場維持の前提となる契約であり、当該契約を解除し、かつ、他の担当J-Adviserを確保できない場合、当社株式はTOKYO PRO Marketから上場廃止となります。当該契約における契約解除に関する条項及び契約解除に係る事前催告に関する事項は以下の通りです。

なお、本発行者情報の公表日現在において、当該契約の解除条項に該当する事象は生じておりません。

<J-Adviser契約解除に関する条項>

当社（以下「甲」という）が次のいずれかに該当する場合には、フィリップ証券㈱（以下「乙」という）はJ-Adviser契約（以下「本契約」という）を即日無催告解除することができる。

① 債務超過

甲がその事業年度の末日に債務超過の状態である場合において、1年以内に債務超過の状態から脱却しえなかったとき、すなわち債務超過の状態となった事業年度の末日の翌日から起算して1年を経過する日（当該1年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日）までの期間（以下この項において「猶予期間」という）において債務超過の状態から脱却しえなかつた場合。但し、甲が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、当該1年を経過した日から起算して1年以内に債務超過の状態から脱却することを計画している場合（乙が適当と認める場合に限る）には、2年以内（審査対象事業年度の末日の翌日から起算して2年を経過する日（猶予期間の最終日の翌日から起算して1年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日後最初に到来する事業年度の末日）までの期間内）に債務超過の状態から脱却しえなかつたとき。

なお、乙が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、猶予期間の最終日の属する連結会計年度（甲が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度）に係る決算の内容を開示するまでの間において、再建計画（本号但し書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための計画を含む）を公表している甲を対象とし、甲が提出する当該再建計画並びに次のa及び、bに定める書類に基づき行う。

a 次の(a)又は(b)の場合の区分に従い、当該(a)又は(b)に規定する書面

(a)法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合

当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面

(b)私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合

当該再建計画が、当該ガイドラインにしたがって成立したものであることについて債権者が記載した書面

- b 本号但し書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための計画の前提となった重要な事項等が、公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

② 銀行取引の停止

甲が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが確実となった旨の報告を書面で受けた場合

③ 破産手続、再生手続又は更生手続

甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合（甲が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のaからcまでに掲げる場合その他甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと乙が認めた場合をいうものとし、当該aからcまでに掲げる場合には当該aからcまでに定める日に本号前段に該当するものとして取り扱う。

- a 甲が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合

甲から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日

- b 甲が、債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することの取締役会の決議を行った場合、甲から当該事業の譲渡又は解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日（事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であると乙が認めた日）

- c 甲が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合（当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の100分の10に相当する額以上である場合に限る）

甲から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日

④ 前号に該当することとなった場合においても、以下に定める再建計画の開示を行った場合には、原則として本契約の解除は行わないものとする。

再建計画とは次のaないしcの全てに該当するものをいう。

- a 次の(a)又は(b)に定める場合に従い、当該(a)又は(b)に定める事項に該当すること。

(a)甲が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合

当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること。

(b)甲が前号cに規定する合意を行った場合

当該再建計画が、前号cに規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること。

- b 当該再建計画に次の(a)及び(b)に掲げる事項が記載されていること。

(a)当該上場有価証券の全部を消却するものでないこと。

(b)前(a)に規定する見込みがある旨及びその理由又は同(b)に規定する合意がなされていること及びそれを証する内容

- c 当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益又は投資者保護の観点から適当でないと認められるものでないこと。

⑤ 事業活動の停止

甲が事業活動を停止した場合（甲及びその連結子会社の事業活動が停止されたと乙が認めた場合をいう）又はこれに準ずる状態になった場合。

なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のaからcまでに掲げる場合その他甲が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と乙が認めた場合をいうものとし、当該aからcまでに掲げる場合には当該aからcまでに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。

- a 甲が、合併により解散する場合のうち、合併に際して甲の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として次の(a)又は(b)に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の3日前（休業日を除外する）の日

(a)TOKYO PRO Marketの上場株券等

(b)上場株券等が、その発行者である甲の合併による解散により上場廃止となる場合 当該合併に係る新設会社若しくは存続会社又は存続会社の親会社（当該会社が発行者である株券等を当該合併に際して交付する場合に限る）が上場申請を行い、速やかに上場される見込みのある株券等

- b 甲が、前aに規定する合併以外の合併により解散する場合は、甲から当該合併に関する株主総会（普通出

資者総会を含む）の決議についての書面による報告を受けた日（当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議（委員会設置会社にあっては、執行役の決定を含む）についての書面による報告を受けた日）

- c 甲が、前 a 及び前 b に規定する事由以外の事由により解散する場合（③ b の規定の適用を受ける場合を除く）は、甲から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日。

⑥ 不適当な合併等

甲が非上場会社の吸収合併又はこれに類する行為（i 非上場会社を完全子会社とする株式交換、ii 非上場会社を子会社化する株式交付、iii 会社分割による非上場会社からの事業の承継、iv 非上場会社からの事業の譲受け、v 会社分割による他の者への事業の承継、vi 他の者への事業の譲渡、vii 非上場会社との業務上の提携、viii 第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、ix その他非上場会社の吸収合併又はこれら i から viii までと同等の効果をもたらすと認められる行為）を行った場合で、甲が実質的な存続会社でないと乙が認めた場合。

⑦ 支配株主との取引の健全性の毀損

第三者割当により支配株主が異動した場合（当該割当により支配株主が異動した場合及び当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合）において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると乙が認めるとき。

⑧ 有価証券報告書又は四半期報告書ならびに発行者情報等の提出遅延

甲が提出の義務を有する有価証券報告書又は四半期報告書ならびに発行者情報等につき、法令及び上場規程等に定める期間内に提出しなかった場合で、乙がその遅延理由が適切でないと判断した場合。

⑨ 虚偽記載又は不適正意見等

次の a 又は b に該当する場合

- a 甲が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合
b 甲の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって監査意見については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨（天災地変等、甲の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く）が記載され、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合。

⑩ 法令違反及び上場規程違反等

甲が重大な法令違反又は上場規程に関する重大な違反を行った場合。

⑪ 株式事務代行機関への委託

甲が株式事務を（株）東京証券取引所の承認する株式事務代行機関に委託したこととなった場合又は委託しないこととなることが確実となった場合。

⑫ 株式の譲渡制限

甲が当該銘柄に係る株式の譲渡につき制限を行うこととした場合。

⑬ 完全子会社化

甲が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合。

⑭ 指定振替機関における取扱い

甲が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合。

⑮ 株主の権利の不当な制限

株主の権利内容及びその行使が不当に制限されているとして、甲が次のaからgまでのいずれかに掲げる行為を行なっていると乙が認めた場合でかつ株主及び投資者の利益を侵害するおそれが大きいと乙が認める場合、その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合。

- a 買収者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収防衛策（以下「ライツプラン」という）のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当てておくものの導入（実質的に買収防衛策の発動の時点の株主に割り当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割り当てておく場合を除く）
b ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることのできないものの導入。
c 拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定（持株会社である甲の主要な事業を行なっている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を甲以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が甲に対する買収の実現を困難にする方策であると乙が認めるときは、甲が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取り扱う）。
d 上場株券等について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定。

- e 上場株券等より議決権の多い株式（取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等が上場株券等より低い株式をいう）の発行に係る決議又は決定。
 - f 議決権の比率が300%を超える第三者割当に係る決議又は決定。ただし、株主及び投資者の利益を侵害するおそれがないと乙が認める場合は、この限りでない。
 - g 株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議又は決定。
- ⑯ 全部取得
甲が当該銘柄に係る株式の全部を取得する場合。
- ⑰ 株式売渡請求による取得
特別支配株主が甲の当該銘柄に係る株式の全部を取得する場合
- ⑱ 株式併合
甲が特定の者以外の株主の所有するすべての株式を1株に満たない端数となる割合で株式併合を行う場合
- ⑲ 反社会的勢力の関与
甲が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態がTOKYO PRO Marketに対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと乙が認めるとき。
- ⑳ その他
前各号のほか、公益又は投資者保護のため、乙もしくは^(株)東京証券取引所が当該銘柄の上場廃止を適当と認めた場合。

<J-Adviser契約解除に係る事前催告に関する事項>

1. いざれかの当事者が、本契約に基づく義務の履行を怠り、又は、その他本契約違反を犯した場合、相手方は、相当の期間（特段の事情のない限り1ヶ月とする）を定めてその違反の是正又は義務の履行を書面で催告し、その催告期間内にその違反の是正又は義務の履行がなされなかつたときは本契約を解除することができる。
2. 前項の定めにかかわらず、甲及び乙は、合意により本契約期間中いつでも本契約を解除することができる。また、いざれかの当事者から相手方に対し、1ヶ月前に書面で通知することにより本契約を解除することができる。
3. 契約解除する場合、特段の事情のない限り乙は、あらかじめ本契約を解除する旨を^(株)東京証券取引所に通知しなければならない。

(18) F-Adviserとの契約について

当社は、証券会員制法人福岡証券取引所が運営を行っております証券市場Fukuoka PRO Marketに上場しております。当社では、フィリップ証券^(株)を担当F-Adviserに指定することについての取締役会決議に基づき、2024年9月11日にフィリップ証券^(株)との間で、担当F-Adviser契約（以下「当該契約」といいます）を締結しております。当該契約は、Fukuoka PRO Marketにおける当社株式の新規上場及び上場維持の前提となる契約であり、当該契約を解除し、かつ、他の担当F-Adviserを確保できない場合、当社株式はFukuoka PRO Marketから上場廃止となります。当該契約における契約解除に関する条項及び契約解除に係る事前催告に関する事項は以下の通りです。

なお、本発行者情報の公表日現在において、当該契約の解除条項に該当する事象は生じておりません。

<F-Adviser契約解除に関する条項>

当社（以下「甲」という）が次のいざれかに該当する場合には、フィリップ証券^(株)（以下「乙」という）はF-Adviser契約（以下「本契約」という）を即日無催告解除することができる。

① 債務超過

甲がその事業年度の末日に債務超過の状態である場合において、1年内に債務超過の状態から脱却しえなかつたとき、すなわち債務超過の状態となった事業年度の末日の翌日から起算して1年を経過する日（当該1年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日）までの期間（以下この項において「猶予期間」という）において債務超過の状態から脱却しえなかつた場合。但し、甲が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、当該1年を経過した日から起算して1年内に債務超過の状態から脱却することを計画している場合（乙が適当と認める場合に限る）には、2年内（審査対象事業年度の末日の翌日から起算して2年を経過する日（猶予期間の最終日の翌日から起算して1年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日後最初に到来する事業年度の末日）までの期間内）に債務超過の状態から脱却しえなかつたとき。

なお、乙が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、猶予期間の最終日の属する連結会計年度（甲が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度）に係る決算の内容を開示するまでの間において、再建計画（本号但し書に定める1年内に債務超過の状態でなくなるための計画を含む）を公表している甲を対象と

し、甲が提出する当該再建計画並びに次の a 及び、b に定める書類に基づき行う。

a 次の(a)又は(b)の場合の区分に従い、当該(a)又は(b)に規定する書面

(a)法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合

当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面

(b)私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合

当該再建計画が、当該ガイドラインにしたがって成立したものであることについて債権者が記載した書面

b 本号但し書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための計画の前提となった重要な事項等が、公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

② 銀行取引の停止

甲が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが確実となった旨の報告を書面で受けた場合

③ 破産手続、再生手続又は更生手続

甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合（甲が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合は、次の a から c までに掲げる場合その他甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと乙が認めた場合をいうものとし、当該 a から c までに掲げる場合には当該 a から c までに定める日に本号前段に該当するものとして取り扱う。

a 甲が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合

甲から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日

b 甲が、債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することの取締役会の決議を行った場合、甲から当該事業の譲渡又は解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日（事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であると乙が認めた日）

c 甲が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合（当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の100分の10に相当する額以上である場合に限る）

甲から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日

④ 前号に該当することになった場合においても、以下に定める再建計画の開示を行った場合には、原則として本契約の解除は行わないものとする。

再建計画とは次の a ないし c の全てに該当するものをいう。

a 次の(a)又は(b)に定める場合に従い、当該(a)又は(b)に定める事項に該当すること。

(a)甲が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合

当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること。

(b)甲が前号 c に規定する合意を行った場合

当該再建計画が、前号 c に規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること。

b 当該再建計画に次の(a)及び(b)に掲げる事項が記載されていること。

(a)当該上場有価証券の全部を消却するものでないこと。

(b)前 a の(a)に規定する見込みがある旨及びその理由又は同(b)に規定する合意がなされていること及びそれを証する内容

c 当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益又は投資者保護の観点から適当でないと認められるものでないこと。

⑤ 事業活動の停止

甲が事業活動を停止した場合（甲及びその連結子会社の事業活動が停止されたと乙が認めた場合をいう）又はこれに準ずる状態になった場合。

なお、これに準ずる状態になった場合とは、次の a から c までに掲げる場合その他甲が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と乙が認めた場合をいうものとし、当該 a から c までに掲げる場合には当該 a から c までに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。

a 甲が、合併により解散する場合のうち、合併に際して甲の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として次の(a)又は(b)に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ず

る日の3日前（休業日を除外する）の日

(a) Fukuoka PRO Marketの上場株券等

(b) 上場株券等が、その発行者である甲の合併による解散により上場廃止となる場合 当該合併に係る新設会社若しくは存続会社又は存続会社の親会社（当該会社が発行者である株券等を当該合併に際して交付する場合に限る）が上場申請を行い、速やかに上場される見込みのある株券等

b 甲が、前aに規定する合併以外の合併により解散する場合は、甲から当該合併に関する株主総会（普通出資者総会を含む）の決議についての書面による報告を受けた日（当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議（委員会設置会社にあっては、執行役の決定を含む）についての書面による報告を受けた日）

c 甲が、前a及び前bに規定する事由以外の事由により解散する場合 (③bの規定の適用を受ける場合を除く) は、甲から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日。

⑥ 不適当な合併等

甲が非上場会社の吸収合併又はこれに類する行為 (i 非上場会社を完全子会社とする株式交換、ii 非上場会社を子会社化する株式交付、iii 会社分割による非上場会社からの事業の承継、iv 非上場会社からの事業の譲受け、v 会社分割による他の者への事業の承継、vi 他の者への事業の譲渡、vii 非上場会社との業務上の提携、viii 第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、ix その他非上場会社の吸収合併又はこれらiからviiiまでと同等の効果をもたらすと認められる行為) を行った場合で、甲が実質的な存続会社でないと乙が認めた場合。

⑦ 支配株主との取引の健全性の毀損

第三者割当により支配株主が異動した場合（当該割当により支配株主が異動した場合及び当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合）において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると乙が認めるとき。

⑧ 有価証券報告書又は四半期報告書ならびに発行者情報等の提出遅延

甲が提出の義務を有する有価証券報告書又は四半期報告書ならびに発行者情報等につき、法令及び上場規程等に定める期間内に提出しなかった場合で、乙がその遅延理由が適切でないと判断した場合。

⑨ 虚偽記載又は不適正意見等

次のa又はbに該当する場合

a 甲が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合

b 甲の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって監査意見については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨（天災地変等、甲の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く）が記載され、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合。

⑩ 法令違反及び上場規程違反等

甲が重大な法令違反又は上場規程に関する重大な違反を行った場合。

⑪ 株式事務代行機関への委託

甲が株式事務を証券会員制法人福岡証券取引所の承認する株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなることが確実となった場合。

⑫ 株式の譲渡制限

甲が当該銘柄に係る株式の譲渡につき制限を行うこととした場合。

⑬ 完全子会社化

甲が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合。

⑭ 指定振替機関における取扱い

甲が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合。

⑮ 株主の権利の不当な制限

株主の権利内容及びその行使が不当に制限されているとして、甲が次のaからgまでのいずれかに掲げる行為を行なっていると乙が認めた場合でかつ株主及び投資者の利益を侵害するおそれが大きいと乙が認める場合、その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合。

a 買収者以外の株主であることを行なう条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収防衛策（以下「ライツプラン」という）のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当てておくものの導入（実質的に買収防衛策の発動の時点の株主に割り当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割り当てる場合を除く）

b ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることができないものの導入。

c 拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定（持株会社である甲の主要な事業を行なっている

子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を甲以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が甲に対する買収の実現を困難にする方策であると乙が認めるときは、甲が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取り扱う）。

- d 上場株券等について、株主総会において議決権行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定。
 - e 上場株券等より議決権の多い株式（取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個の議決権行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等が上場株券等より低い株式をいう）の発行に係る決議又は決定。
 - f 議決権の比率が300%を超える第三者割当に係る決議又は決定。ただし、株主及び投資者の利益を侵害するおそれがないと乙が認める場合は、この限りでない。
 - g 株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議又は決定。
- ⑯ 全部取得
甲が当該銘柄に係る株式の全部を取得する場合。
- ⑰ 株式売渡請求による取得
特別支配株主が甲の当該銘柄に係る株式の全部を取得する場合
- ⑱ 株式併合
甲が特定の者以外の株主の所有するすべての株式を1株に満たない端数となる割合で株式併合を行う場合
- ⑲ 反社会的勢力の関与
甲が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態がFukuoka PRO Marketに対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと乙が認めるとき。
- ⑳ その他
前各号のほか、公益又は投資者保護のため、乙もしくは証券会員制法人福岡証券取引所が当該銘柄の上場廃止を適当と認めた場合。

<F-Adviser契約解除に係る事前催告に関する事項>

1. いずれかの当事者が、本契約に基づく義務の履行を怠り、又は、その他本契約違反を犯した場合、相手方は、相当の期間（特段の事情のない限り1ヶ月とする）を定めてその違反の是正又は義務の履行を書面で催告し、その催告期間内にその違反の是正又は義務の履行がなされなかったときは本契約を解除することができる。
2. 前項の定めにかかわらず、甲及び乙は、合意により本契約期間中いつでも本契約を解除することができる。また、いずれかの当事者から相手方に対し、1ヶ月前に書面で通知することにより本契約を解除することができる。
3. 契約解除する場合、特段の事情のない限り乙は、あらかじめ本契約を解除する旨を証券会員制福岡証券取引所に通知しなければならない。

(19) 在庫保有のリスクについて

当社グループでは、商品の販売動向に基づき、商品仕入れを行っておりますが、需要の変動や市場環境の急激な変化により、過剰在庫が発生する可能性があります。過剰在庫が発生した場合、管理コストの増加や滞留在庫の処分に伴う損失が生じるほか、在庫資産への資金拘束によりキャッシュ・フローが悪化することにより、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

(20) 飲食店運営上のリスクについて

当社グループが展開する飲食事業では、顧客対応やブランド認知度の低さに起因するリスクが存在します。特に、顧客からのクレームやトラブルが発生した場合には、ブランドイメージや信頼性に影響を与える可能性があります。また、原材料の高騰や物価変動が事業コストに与える影響も懸念されます。これらのリスクに対し、顧客対応マニュアルの整備、原材料調達の見直し、ならびにSNSやPR活動を活用した認知度向上策を実施しておりますが、外部環境の変化により、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

5 【経営上の重要な契約等】

(フランチャイズ契約)

当社の連結子会社である株式会社IBIS東海は、株式会社HUGアイビス（現：株式会社i HUG cheese）が定めた商号（サービスマークを含む。）並びに経営ノウハウを使用することを目的として、株式会社HUGアイビスとの間でフランチャイズ契約を締結しております。

(株式譲渡契約)

当社は、2025年4月15に開催した取締役会において、連結子会社株式会社HUGアイビスの全株式を譲渡することを決議し、2025年4月30日付で株式譲渡契約を締結いたしました。なお、株式譲渡は2025年4月30日付で完了しております。

また、2025年7月31日開催の取締役会において、当社の持分法適用会社であった株式会社スマイルライフの株式55.6%を追加取得の上、連結子会社化することを決議し、2025年8月1日付で株式会社スマイルライフの株式取得（子会社化）を完了いたしました。

詳細は、「第6 経理の状況 連結財務諸表等（1）連結財務諸表 注記事項（企業結合等関係）」をご参照ください。

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中における将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

（1）重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この連結財務諸表の作成にあたって、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額及び開示に影響を与える見積りを必要としております。経営者は、これらの見積りについて、過去の実績等を勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積りによる不確実性のため、これらの見積りと異なる場合があります。

（2）財政状態の分析

資産、負債及び純資産の状況

（資産）

流動資産は、前連結会計年度末に比べて85,740千円増加し、433,730千円となりました。

これは主として、売掛金が43,155千円、現金及び預金が35,986千円増加したこと等によるものであります。

固定資産は、前連結会計年度末に比べて80,033千円増加し、303,100千円となりました。

これは、関連会社株式が32,926千円減少したものの、差入保証金が58,223千円、長期貸付金が27,272千円増加したこと等によるものであります。

以上の結果、資産合計は、前連結会計年度末に比べて165,773千円増加し、736,830千円となりました。

（負債）

流動負債は、前連結会計年度末に比べて140,090千円増加し、290,797千円となりました。

これは、短期借入金100,000千円、1年内返済予定の長期借入金が14,103千円、未払金が17,939千円増加したこと等によるものであります。

固定負債は、前連結会計年度末に比べて9,601千円減少し、284,755千円となりました。

これは主として、長期未払金が4,600千円増加したものの、長期借入金が15,513千円減少したこと等によるものであります。

以上の結果、負債合計は、前連結会計年度末に比べて130,488千円増加し、575,552千円となりました。

（純資産）

純資産は、前連結会計年度末に比べて35,284千円増加し、161,277千円となりました。

これは、親会社株主に帰属する当期純利益35,284千円を計上したことによるものであります。

（3）経営成績の分析

「第3【事業の状況】 1【業績等の概要】（1）業績」に記載の通りであります。

(4) キャッシュ・フローの分析

「第3【事業の状況】 1【業績等の概要】 (2) キャッシュ・フローの状況」に記載の通りであります。

(5) 経営者の問題意識と今後の方針について

「第3【事業の状況】 3【対処すべき課題】」に記載しております。

第4 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

重要な設備の投資・除却又は売却はありません。

2 【主要な設備の状況】

当社グループにおける主要な設備は、次の通りであります。

(1) 発行者

2025年10月31日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額（千円）					従業員数 (人)
		建物及び構築物	車両運搬具	工具、器具及び備品	その他	合計	
名古屋本部 (名古屋市東区)	名古屋本部ビル 内装工事 (本社機能)	23,804	1,212	4,653	21,880	51,550	5 (1)

(注) 1. 現在休止中の主要な設備はありません。

2. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（パート・アルバイトを含み、人材会社からの派遣社員は除く）は、年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。

3. 当社グループは、就労支援サービス事業の単一セグメントであるため、セグメントの名称については記載を省略しております。

4. 上記の他、連結会社以外から賃借している設備の内容は、下記の通りであります。

事業所名	設備の内容	年間賃借料（千円）
名古屋本部	名古屋本部ビル（本社機能）	6,545

5. 「その他」の欄は、土地、ソフトウェアであります。

(2) 子会社

2025年10月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額（千円）					従業員数 (人)
			建物及び構築物	車両運搬具	工具、器具及び備品	その他	合計	
株IBIS東海	本社 (名古屋市東区)	内装工事他	27,120	333	8,721	1,587	37,763	91 (35)
株関東IBIS	本社 (東京都千代田区)	内装工事	3,427	—	—	—	3,427	5 (0)
株九州IBIS	本社 (福岡県博多市)	備品	—	—	87	—	87	5 (0)
株スマイルライフ	本社 (名古屋市東区)	内装工事他	3,398	4,030	1,679	74	9,183	3 (1)

(注) 1. 現在休止中の主要な設備はありません。

2. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（パート・アルバイトを含み、人材会社からの派遣社員は除く）は、年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。

3. 子会社は、就労支援サービス事業の単一セグメントであるため、セグメントの名称については記載を省略しております。

4. 上記の他、連結会社以外から賃借している設備の内容は、下記の通りであります。

会社名	事業所名	設備の内容	年間賃借料（千円）
㈱IBIS東海	アイビス上前津他 12施設	就労継続支援B型施設	51,180
㈱関東IBIS	アイビス文京	就労継続支援B型施設	5,166
㈱九州IBIS	アイビス福岡舞鶴	就労継続支援B型施設	7,358
㈱スマイルライフ	菊井施設外作業所 他1施設	施設外作業所	2,700

5. 「その他」の欄は、ソフトウェア及び営業権の合計であります。

3 【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設

該当事項はありません。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第5【発行者の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行可能株式総数(株)	未発行株式数(株)	連結会計年度末現在発行数(株) (2025年10月31日)	公表日現在発行数(株) (2026年1月30日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	3,596,000	2,697,000	899,000	899,000	東京証券取引所(TOKYO PRO Market) 福岡証券取引所(Fukuoka PRO Market)	単元株式数 100株
計	3,596,000	2,697,000	899,000	899,000	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

	当連結会計期間末現在 (2025年10月31日)	公表日の前月末現在 (2025年12月31日)
新株予約権の数(個)	500	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	50,000	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,300 (注) 2	同左
新株予約権の行使期間	自 2027年2月14日 至 2037年2月13日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本繰入額(円)	発行価格 1,300 資本繰入額 650 (注) 2	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 1	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。	同左
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 2	同左

(注) 1 本新株予約権の行使の条件

(1) 本新株予約権者は、本新株予約権を取得した時点において当該本新株予約権者が当社の取締役等の役員又は使用人である場合は、本新株予約権の取得時から権利行使時まで継続して、当社の取締役等の役員又は使用人のいずれかの地位にあることを要する。但し、当社取締役会が正当な理由があるものと認めた場合にはこの限りではない。

(2) 本新株予約権者が権利行使期間中に死亡した場合、その相続人は本新株予約権を行使することができない。

(3) 本新株予約権者は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合には、本新株予約権を行使することができない。但し、以下の①、③、⑨号の場合を除き、当社取締役会が合理的に別段の取扱いを行うことについて賛成した場合にはこの限りではない。

①禁錮刑以上の刑に処せられた場合

②当社と競合する業務を営む会社を直接若しくは間接に設立し、又は当該会社の取締役等の役員若しくは使用人に就任する等、名目を問わず当社と競業した場合（但し、当社の書面による事前の承認を得た場合を除く。）

③法令違反その他不正行為により、当社の信用を損ねた場合

④差押、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立てを受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合

⑤支払停止若しくは支払不能となり、又は振出し若しくは引き受けた手形若しくは小切手が不渡りになった場合

⑥破産手続開始、民事再生手続開始その他これらに類する手続開始の申立てがあった場合又は自らこれを申し立てた場合

⑦就業規則に違反し、懲戒処分を受けた場合

⑧役員として果たすべき忠実義務等に違反した場合

⑨反社会的勢力又は反市場勢力に該当する疑いのある場合並びに過去5年以内にこれらに該当した疑いのある場合

- (4) 本新株予約権者の新株予約権の行使に係る権利行使価額の年間（1月1日から12月31日まで）の合計額は、3,600万円を超えてはならない。

(注) 2 組織再編行為の際の本新株予約権の取扱い

当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、株式交換又は株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以下総称して「組織再編行為」という。）をする場合、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を保有する本新株予約権者に対し、それぞれの場合に応じて会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づき交付する。この場合においては、残存新株予約権は消滅するものとする。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限る。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

本新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数又はその算定方法

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、下記※に準じて目的となる株式の数につき合理的な調整がなされた数とする。

※本新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権1個当たりの目的たる株式の数（以下「付与株式数」という。）は100株とする。但し、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整する。但し、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない本新株予約権の付与株式数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数=調整前付与株式数×株式分割又は株式併合の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が必要と認めた場合、当社は、合理的な範囲で付与株式数の調整を行うことができるものとする。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、下記※1及び下記※2に準じて行使価額につき合理的な調整がなされた額に、上記第(3)号に従って決定される当該新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

※1 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

①各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に付与株式数を乗じた額とする。

②本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額（以下「行使価額」という。）は、当初金1,300円とする。

※2 行使価額の調整

①当社が、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割又は株式併合の比率}}$$

②当社が、本新株予約権の割当日後、時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使による新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行・処分株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行・処分株式数}}}{\text{時価}}$$

なお、上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から、当社が保有する自己株式数を控除した数とする。

③本新株予約権の割当日後、当社が必要と認めた場合、当社は、合理的な範囲で行使価額を調整することができるものとする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権を行使することができる期間の開始日※と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から、本新株予約権を行使することができる期間の満了日※までとする。

※本新株予約権の付与決議後2年を経過した日から10年を経過する日まで（但し、最終日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日まで）

(6) 新株予約権の行使の条件

(注) 1 本新株予約権の行使の条件に準じて決定する。

(7) 新株予約権の取得事由及び取得条件

下記※に準じて決定する。

※本新株予約権の取得

①当社が消滅会社となる合併契約の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約の議案若しくは株式移転計画の議案につき当社の株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は当該議案につき当社取締役会が決議した場合）又は株主から当該株主総会の招集の請求があった場合において、当社は、当社取締役会が別途取得する日を定めた場合は、当該日が到来することをもって、本新株予約権の全部を無償で取得する。ただし、当社取締役会が有償で取得すると決定した場合には当社取締役会が定めた金額で本新株予約権の全部を有償で取得することができる。

②当社は、本新株予約権者が第11項に基づき権利行使の条件を欠くこととなった場合又は本新株予約権者が本新株予約権を放棄した場合は、当社は、当社の取締役会が別途定める日の到来をもって、当該本新株予約権を無償で取得することができる。

③当社は、当社取締役会が別途取得する日を定めた場合は、当該日が到来することをもって、本新株予約権の全部又は一部を無償で取得する。なお、本新株予約権の一部を取得する場合は、当社取締役会の決議によりその取得する本新株予約権の一部を定める。

(8) 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認（再編対象会社が取締役会設置会社でない場合は株主総会）を要するものとする。

(9) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

下記※に準じて決定する。

※本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

(10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

(3) 【M S C B 等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減額(株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額(千円)	資本金残高(千円)	資本準備金増減額(千円)	資本準備金残高(千円)
2021年6月30日 (注) 1.	8,000	8,990	40,000	49,900	40,000	40,000
2023年1月31日 (注) 2.	890,010	899,000	—	49,900	—	40,000

(注) 1. 有償第三者割当（債務の株式化による募集株式の発行）

割当先 株式会社旺司ライフワーク

発行価格 10,000円

資本組入額 5,000円

2. 株式分割（1：100）によるものです。

(6) 【所有者別状況】

2025年10月31日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数100株）							単元未満 株式の状況 (株)
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等	個人その他	計	
個人以外	個人							
株主数 (人)	—	—	—	5	—	—	—	5
所有株式数 (単元)	—	—	—	8,990	—	—	—	8,990
所有株式数 の割合 (%)	—	—	—	100	—	—	—	100

(7) 【大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数（株）	株式総数に対する所 有株式数の割合 (%)
株式会社旺司ライフワーク (注)	岐阜県岐阜市北一色1-10-5	847,000	94.22
株式会社PROUD WORKS	愛知県名古屋市瑞穂区汐路町2-10-4	40,000	4.45
桂新堂株式会社	愛知県名古屋市熱田区金山町1-5-4	10,000	1.11
アクアプレコン株式会社	神奈川県川崎市高津区溝口1-15-3 ブランズ溝の口レジデンス1201号室	1,000	0.11
甲斐ふく	愛知県名古屋市中区	1,000	0.11
計	—	899,000	100.00

(注) 株式会社旺司ライフワークは当社代表取締役永江榮司の資産管理会社であります。

(8) 【議決権の状況】

①【発行済株式】

2025年10月31日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式（自己株式等）	—	—	—
議決権制限株式（その他）	—	—	—
完全議決権株式（自己株式等）	—	—	—
完全議決権株式（その他）	普通株式 899,000	8,990	権利内容に何ら限定 のない、当社における標準となる株式で あり、単元株式数は 100株であります。
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	899,000	—	—
総株主の議決権	—	8,990	—

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

(9) 【ストックオプション制度の内容】

当社は、新株予約権方式によるストックオプション制度を導入しております。当該制度は、会社法に基づき、新株予約権を発行する方法によるものであります。当該制度の内容は、以下の通りであります。

第1回新株予約権（2025年1月30日定時株主総会決議）

決議年月日	2025年1月30日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役1名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(10) 【従業員株式所有制度の内容】

該当事項はありません。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】

該当事項はありません。

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

該当事項はありません。

3 【配当政策】

当社グループは、株主に対する利益還元を重要な経営課題の一つとして位置付け、剩余金の配当は、期末配当の年1回を基本的な方針としております。配当の決定機関は、株主総会となっております。また、当社は中間配当を取締役会の決議によって行うことができる旨を定款に定めております。

なお、本発行者情報公表日現在、当社グループは、成長拡大の過程にあるため、経営基盤の強化、事業拡大に向けた投資に充当することで、更なる事業拡大を実現することが株主に対する最大の利益還元に繋がると考えることから、内部留保資金の確保のため、配当を実施しておりません。内部留保資金につきましては、企業体质強化、将来的な事業展開に向けた資金等に充当しております。

今後の配当につきましては、財政状態、経営成績及び今後の事業計画を勘案し内部留保とのバランスを図りながらその実施を検討する所存であります。

4 【株価の推移】

(1) 【最近3年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第4期	第5期	第6期
決算年月	2023年10月	2024年10月	2025年10月
最高(円)	1,300	—	—
最低(円)	1,300	—	—

(注) 1. 最高・最低株価は東京証券取引所TOKYO PRO Marketにおけるものであります。

2. 当社株式は、2023年10月20日に東京証券取引所TOKYO PRO Marketへ上場しております。それ以前については、該当事項はありません。

(2) 【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	2025年5月	6月	7月	8月	9月	10月
最高(円)	—	—	—	—	—	—
最低(円)	—	—	—	—	—	—

(注) 1. 最高・最低株価は東京証券取引所TOKYO PRO Marketにおけるものであります。

2. 2025年5月から2025年10月については、売買実績がありません。

5 【役員の状況】

男性 6 名 女性 1 名 (役員のうち女性の比率14.3%)

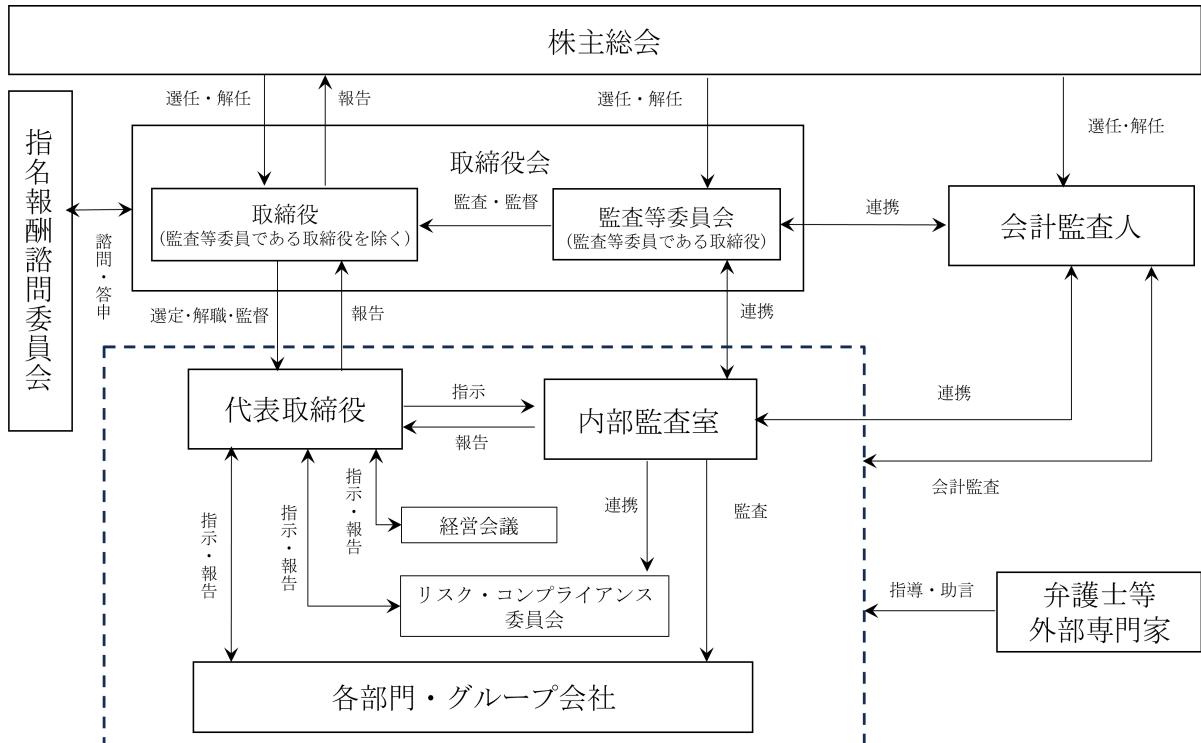
役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	報酬	所有株式数(株)
代表取締役	社長	永江 榮司	1949年4月2日生	1972年4月 積水ハウス株式会社 入社 2009年5月 株式会社永伸 設立 代表取締役 2020年7月 株式会社旺司ライフワーク設立 代表取締役(現任) 10月 当社設立 代表取締役(現任)	(注) 1	(注) 3	847,000 (注) 5
取締役	—	加藤 咲江	1976年7月7日生	1998年4月 株式会社ジュニパー 入社 2001年4月 株式会社ポイント(現 株式会社アダストリア) 入社 2006年11月 ニシキ工業株式会社 入社 2015年6月 株式会社サニープレイス 入社 2017年7月 株式会社KUSUGURU JAPAN 入社 常務取締役 2018年12月 株式会社花大和(現 株式会社IBIS 東海) 設立 代表取締役(現任) 2021年2月 株式会社ICS名古屋 代表取締役 9月 当社 取締役(現任) 2022年12月 株式会社関東IBIS 代表取締役 2024年10月 株式会社九州IBIS 代表取締役(現任) 2025年1月 株式会社関東IBIS 取締役(現任)	(注) 1	(注) 3	—
取締役	管理部長	猪田 寛生	1975年7月8日生	1998年4月 野村證券株式会社 入社 2018年10月 カーボンファイバー・サイクリ工業 株式会社 入社 経営企画部長 2021年4月 株式会社IBIS東海 入社 管理部長 9月 当社 入社 取締役 管理部長(現任) 2022年6月 株式会社ICS名古屋 取締役 9月 株式会社HUGアイビス(現 株式会社i HUG cheese) 取締役	(注) 1	(注) 3	—
取締役	—	坂井 朗	1975年10月30日生	2000年4月 株式会社ビジネスブレイン太田昭和 入社 2006年1月 株式会社ゼットン 入社 財務経理部長 2007年6月 同社 執行役員 管理副本部長 兼 財務経理部長 2008年3月 同社 執行役員 管理本部長 5月 同社 取締役 管理本部長 2014年6月 同社 常務取締役 管理本部長 2016年3月 同社 取締役副社長 管理本部長 9月 株式会社トリート 代表取締役(現任) 2018年6月 株式会社Lcode 取締役COO 2021年1月 株式会社El Dorado 取締役 9月 当社 取締役(現任) 10月 合同会社グラン 代表社員(現任) 2024年11月 株式会社Lcode COO(現任)	(注) 1	(注) 3	—

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	報酬	所有株式数 (株)
取締役	監査等委員	夏目 勝博	1951年3月14日生	1978年10月 新光監査法人（現 有限責任あずさ監査法人）入社 1991年1月 株式会社ジャフコ 入社 1996年8月 同社 公開コンサルティング部 名古屋駐在所長 1997年5月 ジャフココンサルティング株式会社 出向 公開コンサルティング第2グループ グループマネージャー 2004年8月 株式会社ドリーム 入社 取締役管理部ゼネラルマネージャー 2016年12月 エムジーホールディングス株式会社 入社 常勤監査役 2021年9月 当社 監査役 株式会社IBIS東海 監査役（現任） 株式会社ICS名古屋 監査役 2022年9月 株式会社HUGアイビス（現 株式会社i HUG cheese） 監査役 2024年1月 当社 常勤監査役 2025年1月 株式会社関東IBIS 監査役（現任） 2026年1月 株式会社九州IBIS 監査役（現任） 株式会社スマイルライフ 監査役（現任） 当社 取締役（監査等委員）（現任）	(注) 2	(注) 3	—
取締役	監査等委員	岩田 修一	1970年4月28日生	1999年4月 弁護士登録、高橋正蔵法律事務所入所 2004年4月 岩田法律事務所設立 代表就任（現任） 2014年6月 株式会社ひかり工芸 監査役 2015年9月 株式会社ひかりホールディングス 監査役（現任） 2022年3月 当社ガバナンス諮問委員会 委員 11月 株式会社ひかりホールディングス 報酬委員長（現任） 2024年1月 当社 監査役 2026年1月 当社 取締役（監査等委員）（現任）	(注) 2	(注) 3	—
取締役	監査等委員	堀田 崇	1972年5月20日生	2000年4月 弁護士登録 小川総合法律特許事務所 入所 2004年6月 高浜工業株式会社 監査役（現任） 2005年10月 SPR法律事務所（現 つるま法律事務所）設立 代表（現任） 2020年12月 株式会社LOVELEDGE 代表取締役（現任） 2021年4月 愛知県弁護士会副会長 2024年1月 当社 監査役 2025年3月 株式会社豊橋魚市場 監査役（現任） 2026年1月 当社 取締役（監査等委員）（現任）	(注) 2	(注) 3	—
計							847,000

- (注) 1. 取締役の任期は、2025年10月期に係る定時株主総会終結の時から2026年10月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
2. 取締役（監査等委員）の任期は、2025年10月期に係る定時株主総会終結の時から2027年10月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
3. 2025年10月期における役員報酬の総額は24,600千円を支給しております。
4. 取締役坂井 朗は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
5. 代表取締役社長永江 榮司の所有株式数は、同氏の資産管理会社である株式会社旺司ライフワークが所有する株式数を含めて表示しております。なお、同氏は株式会社旺司ライフワークの代表取締役であります。

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】



① コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、経営理念を実践する過程において、健全性を維持しながら企業価値を継続的に増大させることで、株主の皆様やお客様をはじめとするステークホルダーから信頼される企業であり続けられると考えております。持続的な企業価値の向上のためには、経営の公正性・透明性を確保し、経営環境の変化に的確に対処し、迅速な意思決定を行うための組織体制の整備や経営の執行及び監督機能の充実を図り、適切な情報の開示と説明責任の遂行に努めることが重要であり、コーポレート・ガバナンスの一層の充実に努めてまいります。

② 会社の機関の内容

イ. 取締役会

当社は監査等委員会設置会社であり、監査等委員でない取締役4名（うち社外取締役1名）、監査等委員である取締役3名（うち社外取締役2名）で構成されております。員数は、定款の定めにより取締役は10名以内、このうち監査等委員である取締役は、3名以内としております。

取締役会は、法令、定款及び株主総会決議に基づき、職務権限規程、取締役会規程その他の当社諸規程等の会社運営の基礎となる諸基準を整備し、取締役の職務執行の適正性及び効率性を確保しております。なお、定例取締役会が毎月1回、その他必要に応じて臨時取締役会が開催され、経営に関する重要事項を決定しております。

取締役は、会社の業務執行状況を取締役会に報告するものとしており、これをもとに、取締役会は取締役の職務執行を監督しております。

ロ. 監査等委員会

当社は2026年1月29日の定時株主総会において監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行しており、常勤監査等委員である取締役1名と非常勤の社外監査等委員である取締役2名で構成されております。各監査等委員である取締役は監査等委員会を毎月1回開催するほか、取締役会に出席して取締役の職務執行を監督し、客観的かつ公平な観点から意見陳述を行っております。

ハ. 会計監査人

当社は2026年1月29日の定時株主総会において監査等委員会設置会社に移行し、会計監査人として監査法人コスマスを選任しております。また当社は、監査法人コスマスと監査契約を締結し、独立した立場から株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定及び証券会員制法人福岡証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第127条第3項の規定に基づき監査を受けております。なお、2025年10月期において監査を執行した公認会計士は小室豊和氏、杉江明俊氏の2名であり、いずれも継続監査年数は7年以内であります。また当該監査業務にかかる補助者は公認会計士10名、その他4名であります。

なお、当社と監査に従事する公認会計士及びその補助者との間には特別の利害関係はありません。

ニ. 指名報酬諮問委員会

当社は、指名報酬諮問委員会規程を整備し、代表取締役1名、子会社取締役1名、社外取締役1名、監査等委員2名から構成される指名報酬諮問委員会を設置しております。役員等の選任又は解任、役員報酬の改定等、経営上、特に重要な決定事項について議論をし、取締役会に諮問・意見答申することで、取締役会を監督しております。

ホ. 経営会議

当社では、取締役会の決定に基づき、グループ全体の経営執行の基本方針、基本計画その他経営に関する重要な事項の審議および決裁を図るとともに、取締役会へ上程すべき業務に関する重要な事項を審議・検討することを目的とし、経営会議を設置しております。本会議は、代表取締役を議長とし、グループ会社の業務執行取締役と常勤監査等委員である取締役で構成されており、原則として毎月2回開催しております。

ヘ. リスク・コンプライアンス委員会

当社は「リスク・コンプライアンス委員会」を設置し、当社グループの中長期的なリスクマネジメント戦略の策定、サステナビリティ関連課題を含む全社的な課題と対応策の検討、各子会社のコンプライアンス推進体制とクライシス対応体制の確立及びコンプライアンス推進状況の確認・監督等を行っております。原則として毎月1回開催しております。

③ 内部統制システムの整備の状況

当社は、適正な業務執行のための体制を整備し、運用していくことが重要な経営の責務であると認識し、以下の内部統制システムを構築しております。

イ. 取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・株式会社アイビスホールディングス及び関係会社（以下「グループ会社」という。）のコンプライアンスの取組みに関わる基本事項を「リスク・コンプライアンス管理規程」に定め、グループ会社の取締役及び使用人が法令・定款等を遵守することを徹底する。
- ・「監査等委員会設置会社」として、監査等委員が独立した立場から、グループ会社の内部統制システムの構築・運用の状況を監視し検証し、グループ会社の取締役及び使用人の職務執行を監査する。
- ・社長直属の内部監査室が、監査等委員会・会計監査人との連携、協力のもとグループ会社の内部監査を実施し、内部統制システムが有効に機能しているかを定期的なモニタリングにより確認し業務改善点の指摘を行い、業務の適法かつ適切な運営と内部管理の徹底を図る。
- ・グループ会社は「内部通報規程」を定め、組織または個人による不正・違法・反倫理的行為等を速やかに認識し対処するとともに通報者に対する不利益な取扱いを防止する。
- ・グループ会社は「反社会的勢力排除規程」を定め、反社会的勢力とは一切関係を持たず、さらに反社会的力からの不当要求を拒否し、毅然とした態度で臨む。

ロ. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ・グループ会社の取締役の職務の執行に係る情報については、法令及び「取締役会規程」並びに「文書管理規程」に基づき作成・保存するとともに、必要に応じて取締役が閲覧、謄写可能な状態にて管理する。
- ・グループ会社の情報セキュリティについては、「情報セキュリティ規程」に基づき、情報セキュリティに関する責任体制を明確化し、保有情報等の適切な活用・保全・運用を行う。
- ・グループ会社の個人情報については、法令及び「個人情報管理規程」に基づき厳重に管理する。

ハ. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・グループ会社のリスク管理と各部署におけるリスク管理の適正化を図るため、「リスク・コンプライアンス管理規程」を定め、リスク管理に関する全社的推進と必要な情報の共有化を図るためにリスク・コンプライアンス管理委員会を設置し、リスクに対する対応方針、対応策等を決定する。リスク・コンプライアンス管理委員会は、四半期に1度以上開催する。
- ・社長は、リスク及びコンプライアンス管理を経営の基本方針の1つとし、リスク・コンプライアンス管理体制の整備及び維持並びに向上に努め、リスク・コンプライアンス管理委員会の委員長としている。
- ・リスク・コンプライアンス管理の実務責任者として管理部長を担当役員としている。
- ・リスク・コンプライアンス管理の徹底を推進するため、委員長はリスク・コンプライアンス管理推進責任者を指名し、推進責任者は、委員会が策定した年度計画の各部門への周知徹底を図り、リスクの予防と発生時の対応、コンプライアンスの徹底と推進ができるよう、必要な助言、指導を行うものとする。
- ・各部門の責任者は、管理部長及び推進責任者との意見交換や自部門の役職員との情報交換、情報共有を通じて、リスク管理を適切に実行するものとする。

ニ. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・グループ会社の取締役会の運営につき「取締役会規程」に定め、取締役会を月1回開催し必要に応じて臨時開催する。グループ会社の取締役会は、経営上の重要事項の決定および業務執行状況の監督を行う。

- ・グループ会社の業務執行取締役役員全員と常勤監査等委員が参加する「経営会議」を原則として月2回開催し、経営上の重要事項・課題の協議報告を行い、取締役会の議案検討を行う。
 - ・グループ会社の取締役は、ITを活用した情報システムを構築して、迅速かつ的確な経営情報把握に努める。
- ホ. グループ会社の企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ・グループ会社のグループ経営の基本原則に従い、各社の独立性を尊重しつつ、高い倫理観をもって、グループ全体の経営を推進する。
 - ・グループ会社の経営については、グループ会社の業務執行取締役役員全員と常勤監査等委員が参加する「経営会議」を原則として月2回開催し、経営上の重要事項・課題の協議報告を行い、課題を検討解決する。
 - ・グループ会社に関する諸手続及び管理体制については、「関係会社管理規程」に定め、関係会社の指導及び育成を促進して企業グループとしての経営効率の向上に資する。グループ会社の管理を担当する部門は、管理部とし、グループ会社が効率的にその経営目的を達成できるよう管理運営する。
- ヘ. 監査等委員監査の実効性を確保する体制
- 監査等委員がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項
 - 監査等委員がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査等委員と協議の上、監査等委員を補助すべき使用人を指名することができる。
 - 監査等委員が指定する補助すべき期間中は、指名された使用人への指揮権は監査等委員に委譲されたものとし、取締役の指揮命令は受けないものとする。
 - 取締役及び使用人が監査等委員に報告するための体制その他の監査等委員への報告に関する体制
 - グループ会社の取締役及び使用人は、監査等委員の求めに応じて会社の業務執行状況及び会計処理を報告及び必要な情報提供を行う。
 - 監査等委員は必要に応じて、重要な社内会議に出席することができる。
 - 監査等委員の職務の執行について生じる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
 - 監査等委員は、その職務の執行に関し、法令で定める費用等を当社に請求することができる。
 - 監査等委員は、その職務の執行に必要と認めるときは、外部専門家を起用することができる。
なお、これに要する費用は、前記によるものとする。
 - その他監査等委員監査が実効的に行われることを確保する体制
 - 監査等委員は、監査等委員会が承認した監査等委員会規程及び監査等委員会監査基準に基づき監査を実施する。
 - 常勤監査等委員は、グループ会社の「経営会議」に出席し、経営上の重要事項・課題の協議報告を受け、必要な場合には意見具申する。
 - 監査等委員会は、取締役会へ四半期毎に監査等委員会監査実施報告を行い、改善を要する事項については改善勧告書を提出して取締役会の回答を求め、取締役会はその是正措置を行う。
 - 監査等委員は、内部監査室と定期的に監査協議を行い、内部監査計画、その実施状況及び監査結果、内部統制システムの構築・運用の状況について報告を受け、必要に応じ内部監査部門等が行う調査等への監査等委員の立会い・同席、又は内部監査部門等に対して追加調査等とその結果の監査等委員への報告を求める。
 - 監査等委員は、会計監査人と定期的に監査協議を行い、会計及び内部統制システムの監査計画、その実施状況及び監査結果について報告を受け、必要に応じ会計監査人監査に立会い・同席し監査の方法及び監査結果の相当性を判断する。

④ 内部監査及び監査等委員である取締役の状況

当社の内部監査は、業務部門から独立した代表取締役直轄の内部監査室に専任者1名を置き、取締役会の承認が得られた監査計画に基づき、業務を監査しております。各部の監査結果並びに改善点につきましては、内部監査担当者より代表取締役に対し報告書を提出すると共に、各部門責任者に対し改善を指示する体制をとっております。内部監査担当者において監視・監督を行いつつ、内部監査室、監査等委員会及び会計監査人が相互に連携し、情報伝達・交換を通じて、三様監査を実効性あるものとしております。

⑤ リスク管理体制の整備の状況

当社のリスク管理体制は、リスク管理の主管部署として管理部が情報の一元化を行っております。また、当社は企業経営及び日常の業務に関して、必要に応じて弁護士等の複数の専門家から経営判断上の参考とするためのアドバイスを受ける体制をとっております。

⑥ 社外取締役の状況

当社の社外取締役は監査等委員でない取締役1名を選任し、監査等委員でない社内取締役に対する監督、見識

に基づく経営への助言を通じ、取締役会の透明性を担っております。また、監査等委員である社外取締役が2名選任されており、外部からの客観的及び中立的な立場から経営を監視する体制を構築しております。社外取締役と当社の間には特別な利害関係を有しておらず、一般株主との利益相反の恐れはありません。

なお、当社は、社外取締役の独立性に関する基準または方針について特段の定めはありませんが、選任に際しては、客観的、中立の経営監視機能が十分に発揮されるよう、取引関係等を考慮した上で、選任を行っております。

⑦ 役員報酬の内容

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	賞与	ストック オプション	
取締役（社外取締役を除く）	16,200	16,200	—	—	3
監査役（社外監査役を除く）	4,800	4,800	—	—	1
社外役員	3,600	3,600	—	—	3

（注）2026年1月29日の定時株主総会において、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行しておりますが、役員区分は、従前の表示としております。

⑧ 取締役の定数

当社の取締役は10名以内、監査等委員である取締役は3名以内とする旨を定款で定めております。

⑨ 取締役の選任決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権行使することができる株主の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び累積投票によらないものとする旨を定款で定めております。

⑩ 株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の円滑な運営を行うため、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権行使することができる株主の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。

⑪ 自己の株式の取得

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって、自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。これは、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、市場取引等により自己の株式を取得することを目的とするものであります。

⑫ 中間配当に関する事項

当社は、株主への機動的な利益還元を可能とするため、会社法第454条第5項の定めに基づき、取締役会の決議により中間配当をすることができる旨を定款に定めております。

⑬ 取締役の責任免除

当社は、職務の遂行にあたり期待される役割を十分に発揮できる環境を整備するため、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠った取締役（取締役であったものを含む）の損害賠償責任を法令の限度において、取締役会の決議によって免除できる旨を定款に定めております。

⑭ 社外取締役との責任限定契約の内容

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低限度額としております。なお、当該当該責任限定契約が認められるのは、当該社外取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

⑮ 株式の保有状況

該当事項はありません。

（2）【監査報酬の内容等】

①【監査法人に対する報酬の内容】

区分	最近連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬（千円）	非監査業務に基づく報酬（千円）
発行者	16,000	—
連結子会社	—	—
計	16,000	—

②【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

③【監査法人の発行者に対する非監査業務の内容】

該当事項はありません。

④【監査報酬の決定方針】

当社グループの事業規模等を勘案して監査報酬額を決定しております。

第6 【経理の状況】

1. 連結財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）に基づいて作成しております。
- (2) 当社の連結財務諸表は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則」第116条第3項で認められた会計基準のうち、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しております。
- (3) 当社の連結財務諸表は、証券会員制法人福岡証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則」第115条第3項で認められた会計基準のうち、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しております。

2. 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定及び証券会員制法人福岡証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第127条第3項の規定に基づき、当連結会計年度（2024年11月1日から2025年10月31日まで）の連結財務諸表について、監査法人コスモスにより監査を受けております。

【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

①【連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2024年10月31日)	当連結会計年度 (2025年10月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	167,703	203,689
売掛金	153,512	196,668
商品	4,686	2,146
貯蔵品	633	1,892
前払費用	16,943	24,499
その他	4,511	4,834
流動資産合計	347,990	433,730
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	64,909	57,751
車両運搬具（純額）	5,089	5,576
工具、器具及び備品（純額）	12,612	15,142
土地	18,286	18,361
建設仮勘定	2,788	—
有形固定資産合計	※1 103,687	※1 96,831
無形固定資産		
のれん	1,431	16,311
ソフトウエア	※2 8,521	※2 5,007
無形固定資産合計	9,953	21,318
投資その他の資産		
関連会社株式	32,926	—
長期前払費用	7,760	20,441
長期貸付金	10,000	37,272
差入保証金	52,357	110,581
繰延税金資産	6,272	10,945
その他	109	5,708
投資その他の資産合計	109,426	184,950
固定資産合計	223,067	303,100
資産合計	571,057	736,830

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2024年10月31日)	当連結会計年度 (2025年10月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	3,365	5,442
短期借入金	—	100,000
1年内返済予定の長期借入金	33,909	48,012
未払金	67,056	84,996
未払費用	10,441	12,550
未払法人税等	19,916	12,094
未払消費税等	2,334	4,901
預り金	10,024	11,461
賞与引当金	2,757	9,265
その他	901	2,073
流動負債合計	150,706	290,797
固定負債		
長期借入金	279,982	264,469
長期未払金	—	4,600
預り保証金	1,000	1,000
資産除去債務	13,073	14,686
繰延税金負債	301	—
固定負債合計	294,357	284,755
負債合計	445,063	575,552
純資産の部		
株主資本		
資本金	49,900	49,900
資本剰余金	40,000	40,000
利益剰余金	36,093	71,377
株主資本合計	125,993	161,277
純資産合計	125,993	161,277
負債純資産合計	571,057	736,830

②【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自2023年11月1日 至2024年10月31日)	当連結会計年度 (自2024年11月1日 至2025年10月31日)
売上高	※1 894,558	※1 1,094,078
売上原価	565,863	705,081
売上総利益	328,694	388,996
販売費及び一般管理費	※2 303,514	※2 348,345
営業利益	25,180	40,651
営業外収益		
受取利息	32	379
不動産収入	—	3,987
補助金収入	4,657	6,175
助成金収入	6,769	1,957
その他	801	1,802
営業外収益合計	12,260	14,302
営業外費用		
支払利息	3,044	4,285
賃貸原価	—	2,033
持分法による投資損失	8,573	2,331
その他	246	542
営業外費用合計	11,863	9,192
経常利益	25,576	45,761
特別利益		
固定資産売却益	※3 1,935	※3 1,560
段階取得による差益	—	9,304
子会社株式売却益	—	4,172
特別利益合計	1,935	15,037
特別損失		
減損損失	—	※5 4,939
固定資産除却損	※4 708	※4 640
子会社株式売却損	15	—
特別損失合計	723	5,580
税金等調整前当期純利益	26,788	55,218
法人税、住民税及び事業税	24,541	24,910
法人税等調整額	△264	△4,975
法人税等合計	24,277	19,934
当期純利益	2,511	35,284
親会社株主に帰属する当期純利益	2,511	35,284

【連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自2023年11月1日 至2024年10月31日)	当連結会計年度 (自2024年11月1日 至2025年10月31日)
当期純利益	2,511	35,284
包括利益	2,511	35,284
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	2,511	35,284

③【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度（自 2023年11月1日 至 2024年10月31日）

(単位：千円)

	株主資本				純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計	
当期首残高	49,900	40,000	33,581	123,481	123,481
当期変動額					
親会社株主に帰属する当期純利益			2,511	2,511	2,511
当期変動額合計	—	—	2,511	2,511	2,511
当期末残高	49,900	40,000	36,093	125,993	125,993

当連結会計年度（自 2024年11月1日 至 2025年10月31日）

(単位：千円)

	株主資本				純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計	
当期首残高	49,900	40,000	36,093	125,993	125,993
当期変動額					
親会社株主に帰属する当期純利益			35,284	35,284	35,284
当期変動額合計	—	—	35,284	35,284	35,284
当期末残高	49,900	40,000	71,377	161,277	161,277

④【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2023年11月1日 至 2024年10月31日)	当連結会計年度 (自 2024年11月1日 至 2025年10月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	26,788	55,218
減価償却費	16,438	20,626
のれん償却額	1,257	2,015
減損損失	—	4,939
賞与引当金の増減額（△は減少）	576	6,508
固定資産売却益	△1,935	△1,560
固定資産除却損	708	640
子会社株式売却益	—	△4,172
段階取得による差益	—	△9,304
子会社株式売却損	15	—
受取利息	△32	△379
支払利息	3,044	4,285
補助金収入	△4,657	△6,175
助成金収入	△6,769	△1,957
持分法による投資損益（△は益）	8,573	2,331
売上債権の増減額（△は増加）	△31,609	△29,260
棚卸資産の増減額（△は増加）	△4,686	7,883
未収入金の増減額（△は増加）	△289	4,444
前払費用の増減額（△は増加）	△6,661	△7,360
未払金の増減額（△は減少）	11,265	23,183
未払消費税等の増減額（△は減少）	△4,551	3,108
仕入債務の増減額（△は減少）	△304	△17,398
その他	350	△3,760
小計	<hr/> 7,520	<hr/> 53,856
利息の受取額	29	379
利息の支払額	△3,034	△4,259
補助金の受取額	4,657	6,175
助成金の受取額	6,769	1,957
法人税等の支払額	△6,839	△32,833
営業活動によるキャッシュ・フロー	<hr/> 9,102	<hr/> 25,276
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△48,057	△11,986
有形固定資産の売却による収入	1,935	3,460
無形固定資産の取得による支出	△2,449	△1,332
関連会社株式の取得による支出	△41,500	—
差入保証金の差入による支出	△23,606	△12,398
差入保証金の回収による収入	196	3,405
預り保証金の受入による収入	1,000	—
貸付金の回収による収入	10,000	—
貸付けによる支出	△10,000	—
保険積立金の積立による支出	—	△5,600
連結の範囲の変更を伴う	—	△45,655
子会社株式の取得による支出	—	△16,796
連結の範囲の変更を伴う	—	△17,573
子会社株式の売却による支出	<hr/> △129,278	<hr/> △87,680
投資活動によるキャッシュ・フロー		
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入れによる収入	—	100,000
長期借入れによる収入	100,000	35,000
長期借入金の返済による支出	△24,379	△36,410
割賦債務の返済による支出	—	△200
財務活動によるキャッシュ・フロー	<hr/> 75,621	<hr/> 98,390
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	△44,554	35,986
現金及び現金同等物の期首残高	<hr/> 212,257	<hr/> 167,703

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2023年11月 1 日 至 2024年10月31日)	当連結会計年度 (自 2024年11月 1 日 至 2025年10月31日)
現金及び現金同等物の期末残高	※ 1 167,703	※ 1 203,689

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

すべての子会社を連結しております。

連結子会社の数：4社（2025年10月31日現在）

連結子会社の名称：(株)IBIS東海、(株)関東IBIS、(株)九州IBIS、(株)スマイルライフ

2025年4月30日より、(株)HUGアイビスは全株式の譲渡により連結の範囲から除外しております。

また、2025年8月1日より、(株)スマイルライフを連結の範囲に含めております。

2. 持分法の適用に関する事項

持分法適用の関連会社の数：0社（2025年10月31日現在）

2025年7月31日まで株式会社スマイルライフを持分法適用の範囲に含めておりましたが、株式会社スマイルライフの全株式を取得し2025年8月1日より連結の範囲に含めております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

② 棚卸資産

商品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、建物及び構築物は定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下の通りであります。

建物及び構築物 3～15年

車両運搬具 2～5年

工具、器具及び備品 3～11年

取得価額10万円以上20万円未満の少額資産減価償却については、一括償却資産として、3年間で均等償却しております。

② 無形固定資産

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき、当連結会計年度に対応する金額を計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点については、以下に記載の通りであります。

① 就労継続支援B型事業

就労継続支援B型事業を行っており、利用者に対し、就労移行に関わるサービスを提供した時点で収益を認識しております。

② 施設外作業所事業

障害者総合支援法の施設外就労に基づく施設外作業所として主に中古品及び金を市場に販売して

おります。当該販売については、販売額相当の入金が確認された時点で、当該入金額を基に消費税及び各種手数料を加味して収益を認識しております。

当社グループの役割が購買代行及び代理人として商品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識しております。

(5) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、その効果が発現すると見積られる期間で均等に償却しております。

(6) 退職給付に係る会計処理の方法

当社は、確定給付型の制度として複数事業主制度の企業年金基金（福祉はぐくみ企業年金基金）に加入しております。当該企業年金基金は、自社の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、確定拠出制度と同様に会計処理しております。

(7) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、隨時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりスクしかし負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(8) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

税抜方式によっております。ただし、当社連結子会社が免税事業者の場合は、税込方式を採用しております。

(重要な会計上の見積り)

固定資産の減損損失

1. 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

	前連結会計年度 (2024年10月31日)	当連結会計年度 (2025年10月31日)
有形固定資産	103,687千円	96,831千円
無形固定資産	9,953千円	21,318千円
減損損失	—	4,939千円

2. 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

資産又は資産グループに減損の兆候が存在する場合、当該資産又は資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローに基づき、減損損失の認識の要否を判定しております。減損損失を認識すべきであると判定された資産又は資産グループについては、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。

減損損失の認識の要否を判定するに際して、割引前将来キャッシュ・フローの見積りを、取締役会で承認された事業計画に基づき実施しており、将来の収益性の見積りを主要な仮定としております。

これら見積り及び仮定について、将来の不確実な経営環境の変動等により見直しが必要となった場合、翌連結会計年度以降の連結財務諸表に重要な影響を与える可能性があります。

繰延税金資産の回収可能性

1. 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

	前連結会計年度 (2024年10月31日)	当連結会計年度 (2025年10月31日)
繰延税金資産（相殺前）	9,879千円	16,664千円

2. 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

繰延税金資産の帳簿価額は、将来減算一時差異及び税務上の繰越欠損金に係る確実な回収可能性に基づき計上しております。

繰延税金資産の回収可能性を判断するに際しては、連結貸借対照表日時点で適用されている税制、繰越欠損金の法定繰越可能期間、過去実績を踏まえた事業計画等、入手可能なあらゆる証拠に基づいて将来の課税所得を慎重に見積っております。繰延税金資産は税務上の繰越欠損金及び将来減算一時差異のうち将来にわたり税金負担額を軽減することが認められる範囲内で認識し、その範囲を超える額については評価性引当額

として控除しております。見積りの前提となる事業計画には、利用者の登録数及び通所数その他市場動向に対する仮定が含まれております、今後の動向如何により、繰延税金資産の全部又は一部について追加的な評価性引当額の計上が要求される可能性や税金費用の戻し入れを伴う評価性引当額の取崩しが要求される可能性があります。

これらの要因や変化は、評価性引当額の計上又は取崩される期間において、親会社株主に帰属する当期純利益に影響を及ぼします。

(会計方針の変更)

(「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分（その他の包括利益に対する課税）に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。）第65-2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による連結財務諸表への影響はありません。

また、連結会社間における子会社株式等の売却に伴い生じた売却損益を税務上繰り延べる場合の連結財務諸表における取扱いの見直しに関する改正については、2022年改正適用指針を当連結会計期間の期首から適用しております。当該会計方針の変更は、遡及適用され、前連結会計年度については遡及適用後の連結財務諸表となっております。なお、当該会計方針の変更による前連結会計年度の連結財務諸表への影響はありません。

(未適用の会計方針等)

(リースに関する会計基準等)

- ・「リースに関する会計基準」（企業会計基準第34号 2024年9月13日 企業会計基準委員会）
- ・「リースに関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日 企業会計基準委員会）等

(1) 概要

企業会計基準委員会において、日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、借手の全てのリースについて資産及び負債を認識するリースに関する会計基準の開発に向けて、国際的な会計基準を踏まえた検討が行われ、基本的な方針として、IFRS第16号の単一の会計処理モデルを基礎とするものの、IFRS第16号の全ての定めを個別財務諸表に用いても、基本的に修正が不要となることを目指したリース会計基準等が公表されました。借手の会計処理として、借手のリースの費用配分の方法については、IFRS第16号と同様に、リースがファイナンス・リースであるかオペレーティング・リースであるかにかかわらず、全てのリースについて使用権資産に係る減価償却費及びリース負債に係る利息相当額を計上する単一の会計処理モデルが適用されます。

(2) 適用予定日

2028年10月期の期首から適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

(連結貸借対照表関係)

※1 有形固定資産の減価償却累計額（減損損失累計額を含む）

	前連結会計年度 (2024年10月31日)	当連結会計年度 (2025年10月31日)
有形固定資産の減価償却累計額	37,896千円	53,430千円

※2 国庫補助金等により取得原価から控除した固定資産の圧縮記帳累計額は、次の通りであります。

	前連結会計年度 (2024年10月31日)	当連結会計年度 (2025年10月31日)
ソフトウェア	2,999千円	2,999千円

(連結損益計算書関係)

※1 顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。

顧客との契約から生じる収益の金額は、「(収益認識関係) 1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

※2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次の通りであります。

	前連結会計年度 (自 2023年11月 1日 至 2024年10月31日)	当連結会計年度 (自 2024年11月 1日 至 2025年10月31日)
役員報酬	50,850千円	47,500千円
給料手当及び賞与	27,376	31,717
賞与引当金繰入額	867	400
退職給付費用	2,114	2,744
採用教育費	25,215	25,831
租税公課	32,251	42,435
支払報酬料	29,187	29,954
減価償却費	7,407	9,759
のれん償却額	1,166	2,015

※3 固定資産売却益の内容は次の通りであります。

	前連結会計年度 (自 2023年11月 1日 至 2024年10月31日)	当連結会計年度 (自 2024年11月 1日 至 2025年10月31日)
車両運搬具	1,935千円	1,560千円
計	1,935	1,560

※4 固定資産除却損の内容は次の通りであります。

	前連結会計年度 (自 2023年11月 1日 至 2024年10月31日)	当連結会計年度 (自 2024年11月 1日 至 2025年10月31日)
建物及び構築物	708千円	640千円
計	708	640

※5 減損損失

当連結会計年度（自 2024年11月 1日 至 2025年10月31日）

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場所	用途	種類	金額（千円）
愛知県名古屋市 (i HUG cheese 久屋大通 店)	事業資産	建物及び構築物	4,780
		工具、器具及び備品	159
合計			4,939

当社グループは、原則として、事業用資産については事業所を基準としてグルーピングを行っており、遊休資産については個別資産ごとにグルーピングを行っております。

当連結会計年度において、上記の資産グループについて帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失(4,939千円)として特別損失に計上しました。なお、回収可能額は、使用価値により測定しており、将来キャッシュ・フローが見込めないため、ゼロと算定しております。

(連結包括利益計算書関係)

該当事項はありません。

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度（自 2023年11月1日 至 2024年10月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数（株）	当連結会計年度 増加株式数（株）	当連結会計年度 減少株式数（株）	当連結会計年度末 株式数（株）
発行済株式				
普通株式	899,000	—	—	899,000
合計	899,000	—	—	899,000

2. 自己株式の種類及び株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2024年11月1日 至 2025年10月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数（株）	当連結会計年度 増加株式数（株）	当連結会計年度 減少株式数（株）	当連結会計年度末 株式数（株）
発行済株式				
普通株式	899,000	—	—	899,000
合計	899,000	—	—	899,000

2. 自己株式の種類及び株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

会社名	内訳	目的となる 株式の種類	目的となる株式の数（株）				当連結会計 年度末残高 (千円)
			当連結会計 年度期首	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末	
提出会社	ストックオプ ションとして の新株予約権	普通株式	—	—	—	—	—
合計			—	—	—	—	—

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 2023年11月 1 日 至 2024年10月31日)	当連結会計年度 (自 2024年11月 1 日 至 2025年10月31日)
現金及び預金勘定	167,703千円	203,689千円
現金及び現金同等物	167,703	203,689

※2 株式の取得により新たに連結子会社となった会社の資産及び負債の主な内訳

株式の取得により新たに株式会社スマイルライフを連結したことに伴う連結開始時の資産及び負債の内訳並びに株式会社スマイルライフ株式の取得価額と株式会社スマイルライフ取得のための支出（純額）との関係は次の通りであります。

流動資産	38,349 千円
固定資産	75,219
のれん	16,986
流動負債	△40,179
固定負債	△476
支配獲得時までの取得価額	△30,595
段階取得に係る差益	△9,304
株式の取得価額	50,000
現金及び現金同等物	△4,344
差引：取得による支出	45,655

(リース取引関係)

該当事項はありません。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については銀行等の金融機関からの借入及び新株発行による方針であります。また、デリバティブ取引に関しては行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は顧客の信用リスクに晒されております。

営業債務である未払金等は、そのほとんどが3ヶ月以内の支払期日であります。

借入金は主に運転資金又は設備投資に係る資金調達を目的としたものであります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権は売掛金等については、経常的に発生しており、担当者が、所定の手続きに従い、債権回収の状況について定期的にモニタリングを行い、支払遅延の早期把握や回収リスクの軽減を図っております。

特に金額等の重要性が高い取引については、取締役会において、取引実行の決定や回収状況の報告などを行います。

② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

該当事項はありません。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

未払金については月次単位での支払予定を把握するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

④ 事業リスク（投資先の事業に係るリスク）の管理

定期的に持分法適用会社の財政状態を把握しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りであります。

前連結会計年度（2024年10月31日）

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価（千円）	差額（千円）
差入保証金	52,357	51,891	△465
資産計	52,357	51,891	△465
長期借入金（1年内返済予定を含む）	313,891	307,550	△6,340
負債計	313,891	307,550	△6,340

当連結会計年度（2025年10月31日）

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
長期貸付金	37,272	36,968	△304
差入保証金	110,581	109,817	△764
資産計	147,854	146,786	△1,068
長期借入金（1年内返済予定を含む）	312,481	300,625	△11,855
負債計	312,481	300,625	△11,855

(※1) 現金については注記を省略しており、預金、売掛金、買掛金、未払金、未払法人税等は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、注記を省略しております。

(※2) 市場価格のない株式等は、上表に含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下の通りであります。

区分	前連結会計年度(千円)	当連結会計年度(千円)
関連会社株式	32,926	—

（注）1. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

前連結会計年度（2024年10月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	167,703	—	—	—
売掛金	153,512	—	—	—
差入保証金	27,824	23,099	1,434	—
合計	349,040	23,099	1,434	—

当連結会計年度（2025年10月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	203,689	—	—	—
売掛金	196,668	—	—	—
長期貸付金	—	19,744	17,527	—
差入保証金	89,921	19,226	1,434	—
合計	490,278	38,970	18,961	—

(注) 2. 長期借入金の連結決算日後の返済予定額

前連結会計年度（2024年10月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	33,909	41,580	48,184	45,967	34,640	109,611
合計	33,909	41,580	48,184	45,967	34,640	109,611

当連結会計年度（2025年10月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	48,012	54,616	52,399	41,072	28,174	88,208
合計	48,012	54,616	52,399	41,072	28,174	88,208

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しています。

時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

前連結会計年度（2024年10月31日）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
差入保証金	—	51,891	—	51,891
資産計	—	51,891	—	51,891
長期借入金（1年内返済予定を含む）	—	307,550	—	307,550
負債計	—	307,550	—	307,550

当連結会計年度（2025年10月31日）

	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期貸付金	—	36,968	—	36,968
差入保証金	—	109,817	—	109,817
資産計	—	146,786	—	146,786
長期借入金（1年内返済予定を含む）	—	300,625	—	300,625
負債計	—	300,625	—	300,625

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

長期貸付金

長期貸付金の時価は、変動金利の貸付は、金利の変動を反映していることから時価は当該帳簿価額によっており、固定金利の貸付は、元利金の合計額を、新規に同様の貸付を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

差入保証金

差入保証金の時価は、契約先ごとに、その将来キャッシュ・フローと国債の利回り等適切な指標の利率を基に割引現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金（1年内返済予定を含む）

長期借入金の時価は、変動金利の借入は、金利の変動を反映していることから時価は当該帳簿価額によっており、固定金利の借入は、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(有価証券関係)

該当事項はありません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社及び連結子会社の一部が加入する確定給付型企業年金基金である、福祉はぐくみ企業年金基金は、複数事業主制度の企業型年金制度であり、自社の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができない制度であるため、確定拠出年金制度と同様の会計処理をしております。

2. 複数事業主制度

確定拠出制度と同様に会計処理する、複数事業主制度の福祉はぐくみ企業年金基金への要拠出額は、前連結会計年度7,904千円、当連結会計年度8,666千円であります。

(1) 複数事業主制度の直近の積立状況

	前連結会計年度 (2024年3月31日現在)	当連結会計年度 (2025年3月31日現在)
年金資産の額	27,630百万円	47,177百万円
年金財政計算上の数理債務の額	27,429〃	46,419〃
差引額	200百万円	758百万円

(2) 複数事業主制度の掛金に占める当社グループの割合

前連結会計年度 0.02% (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

当連結会計年度 0.03% (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

(3) 補足説明

上記(1)の差引額の主な要因は、剩余金の発生によるものであります。

なお、上記(2)の割合は、当社グループの実際の負担割合とは一致しておりません。

(ストックオプション等関係)

1. ストックオプションに係る費用計上額及び科目名

	前連結会計年度 (自 2023年11月 1 日 至 2024年10月31日)	当連結会計年度 (自 2024年11月 1 日 至 2025年10月31日)
売上原価	一千円	一千円
販売費及び一般管理費	—	—

2. ストックオプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストックオプションの内容

	第1回新株予約権
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 1名
株式の種類別のストックオプションの数（注）	普通株式 50,000株
付与日	2025年 3月 15日
権利確定条件	「第5 発行者の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載の通りであります。
対象勤務期間	2年
権利行使期間	自 2027年 2月 14日 至 2037年 2月 13日

(注) 株式数に換算して記載しております。

(2) ストックオプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度（2025年10月期）において存在したストックオプションを対象とし、ストックオプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① ストックオプションの数

	第1回新株予約権
権利確定前（株）	
前事業年度末	—
付与	50,000
失効	—
権利確定	—
未確定残	50,000
権利確定後（株）	
前事業年度末	—
権利確定	—
権利行使	—
失効	—
未行使残	—

② 単価情報

	第1回新株予約権
権利行使価格（円）	1,300
行使時平均株価（円）	—
付与日における公正な評価単価（円）	—

3. ストックオプションの公正な評価額の見積方法

ストックオプション付与日時点において、当社がTOKYO PRO Market上場企業であるため、ストックオプションの公正な評価単価の見積方法を単位当たりの本源的価値の見積りによっております。

また、単位当たりの本源的価値の基礎算定となる当社の株式価値は、純資産価額方式により算出しております。

4. ストックオプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積は困難であるため、実績の失効数のみを反映させる方法を採用しております。

5. ストックオプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当連結会計年度における本源的価値の合計額及び当連結会計年度において権利行使されたストックオプションの権利行使日における本源的価値の合計額

当連結会計年度末における本源的価値の合計額	一千円
当連結会計年度において権利行使された本源的価値の合計額	一千円

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (2024年10月31日)	当連結会計年度 (2025年10月31日)
繰延税金資産		
未払事業税	1,766千円	1,268千円
賞与引当金	926	3,111
未払金	5,165	5,342
預り金	943	828
減損損失	—	1,605
減価償却超過額	55	219
資産除去債務	4,390	4,931
税務上の繰越欠損金（注）2	26,354	18,343
繰延税金資産小計	39,600	35,651
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額（注）2	△26,354	△14,617
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△3,367	△4,368
評価性引当額小計（注）1	△29,721	△18,986
繰延税金資産合計	9,879	16,664
繰延税金負債		
資産除去債務に対応する除去費用	△3,568	△3,838
未収還付事業税	△340	—
その他	—	△1,880
繰延税金負債合計	△3,908	△5,719
繰延税金資産（負債）の純額	5,970	10,945

(注) 1. 評価性引当額が10,735千円減少しております。この減少の主な内容は、税務上の繰越欠損金の評価性引当額が11,736千円減少したことによるものであります。

(注) 2. 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前連結会計年度（2024年10月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)	合計 (千円)
税務上の繰越欠損金（a）	—	—	—	—	—	26,354	26,354
評価性引当額	—	—	—	—	—	△26,354	△26,354
繰延税金資産	—	—	—	—	—	—	—

当連結会計年度（2025年10月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)	合計 (千円)
税務上の繰越欠損金（a）	—	—	—	—	—	18,343	18,343
評価性引当額	—	—	—	—	—	△14,617	△14,617
繰延税金資産	—	—	—	—	—	3,726	(b) 3,726

(a) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

(b) 税務上の繰越欠損金18,343千円（法定実効税率を乗じた額）について、繰延税金資産3,726千円を計上しております。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前連結会計年度 (2024年10月31日)	当連結会計年度 (2025年10月31日)
法定実効税率	33.6%	33.6%
(調整)		
住民税均等割	6.9	3.9
繰越欠損金の利用	—	△1.4
評価性引当額の増減	62.3	25.1
子会社株式評価損の連結修正	△12.4	—
持分法による投資損益	10.7	1.4
中小法人軽減税率適用による影響	△5.7	△6.4
のれん償却額	1.5	1.2
連結範囲の変動に伴う影響	—	△13.4
税額控除	—	△5.9
その他	△6.2	△1.7
税効果会計適用後の法人税等の負担率	90.6	36.4

3. 法人税の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（令和7年法律第13号）が2025年3月31日に国会で成立したことにより、2026年4月1日以後開始する連結会計年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。

これに伴い、2026年11月1日から開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を33.6%から34.4%に変更し計算しております。

なお、この税率変更による影響は軽微であります。

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

建物及び構築物の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を契約期間又は取得から15年と見積り、割引率は0.15%～2.15%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

(3) 当該資産除去債務の総額の増減

	前連結会計年度 (自 2023年11月1日 至 2024年10月31日)	当連結会計年度 (自 2024年11月1日 至 2025年10月31日)
期首残高	10,975千円	13,073千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	2,040	1,991
連結範囲の変更に伴う増加額	—	476
時の経過による調整額	57	101
その他増減額	—	△956
期末残高	13,073	14,686

(賃貸等不動産関係)

前連結会計年度（自 2023年11月1日 至 2024年10月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2024年11月1日 至 2025年10月31日）

当社では、愛知県において、賃貸用の建物（土地を含む）を有しております。当連結会計年度における当該賃貸不動産に関する賃貸損益は1,954千円（賃貸収益は営業外収益に、主な賃貸費用は営業外費用に計上）であります。

また、当該賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額、期中増減額及び時価は、次の通りであります。

(単位：千円)

	当連結会計年度 (自 2024年11月1日 至 2025年10月31日)
連結貸借対照表計上額	25,911
期首残高	27,944
期中増減額	△2,033
期末残高	25,911
期末時価	30,735

(注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得価額から減価償却累計額を控除した金額であります。

2. 期中増減額のうち、減少額は減価償却費（2,033千円）であります。

3. 期末の時価は、「固定資産税評価額」等に基づいて自社で算定した金額であります。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

前連結会計年度（自 2023年11月1日 至 2024年10月31日）

(単位：千円)

	就労継続 支援B型 事業	施設外 作業所 事業	グループ ホーム 事業	その他	計
一時点での移転される財	812,813	57,744	7,790	16,209	894,558
一定の期間にわたり移転される財	—	—	—	—	—
顧客との契約から生じる収益	812,813	57,744	7,790	16,209	894,558
外部顧客への売上高	812,813	57,744	7,790	16,209	894,558

当連結会計年度（自 2024年11月1日 至 2025年10月31日）

(単位：千円)

	就労継続 支援B型 事業	施設外 作業所 事業	その他	計
一時点での移転される財	991,900	88,261	13,916	1,094,078
一定の期間にわたり移転される財	—	—	—	—
顧客との契約から生じる収益	991,900	88,261	13,916	1,094,078
外部顧客への売上高	991,900	88,261	13,916	1,094,078

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項) 4. 会計方針に関する事項 (4) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載の通りであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約資産の残高等

(単位：千円)

	前連結会計年度	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高） 売掛金	124,676	153,512
顧客との契約から生じた債権（期末残高） 売掛金	153,512	196,668
契約資産（期首残高）	545	—
契約資産（期末残高）	—	—

契約資産は、福祉・障害サービスにおける国民健康保険連合会との契約について期末日時点で完了しているが未請求の福祉・障害サービスに係る対価に対する連結子会社の権利に関するものであります。契約資産は、対価に対する連結子会社の権利が無条件になった時点で顧客との契約から生じた債権に振り替えられます。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループは残存履行義務に配分した取引価格の注記にあたって実務上の便法を適用し、当初に予想される契約期間が1年を超える取引はないため、記載を省略しております。

(セグメント情報等)

当社グループは、就労支援サービス事業の単一セグメントのため、記載を省略しております。

【関連情報】

前連結会計年度（自 2023年11月1日 至 2024年10月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

就労支援サービス事業の売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

顧客の名称又は氏名	売上高（千円）	関連するセグメント名（注）
国民健康保険団体連合会	700,771	—

(注) 当社グループは就労支援サービス事業の単一セグメントであるため、関連するセグメント名の記載を省略しております。

当連結会計年度（自 2024年11月1日 至 2025年10月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

就労支援サービス事業の売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

顧客の名称又は氏名	売上高（千円）	関連するセグメント名（注）
国民健康保険団体連合会	916,837	—

(注) 当社グループは就労支援サービス事業の単一セグメントであるため、関連するセグメント名の記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度（自 2023年11月1日 至 2024年10月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2024年11月1日 至 2025年10月31日）

当連結会計年度において計上した固定資産の減損損失は4,939千円であります。なお、当社グループは就労サービス事業の単一セグメントであるため、報告セグメントごとの記載を省略しております。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度（自 2023年11月1日 至 2024年10月31日）

のれんの償却額は1,166千円、未償却残高は1,166千円であります。また、株式会社ブレースデントからの事業譲受により発生した営業権の未償却残高が265千円であります。なお、当社グループは就労支援サービス事業の単一セグメントであるため、報告セグメントごとの記載を省略しております。

当連結会計年度（自 2024年11月1日 至 2025年10月31日）

のれんの償却額は2,015千円、未償却残高は16,137千円であります。また、株式会社ブレースデントからの事業譲受により発生した営業権の未償却残高が174千円であります。なお、当社グループは就労支援サービ

ス事業の単一セグメントであるため、報告セグメントごとの記載を省略しております。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度（自 2023年11月1日 至 2024年10月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2024年11月1日 至 2025年10月31日）

該当事項はありません。

(企業結合等関係)

事業分離

(1) 事業分離の概要

① 分離先

山嶋 美和（以下、「山嶋氏」という。）

② 分離した子会社の名称及び事業内容

連結子会社：株式会社HUGアイビス（現：i HUG cheese 以下、「HUGアイビス」という。）

事業の内容：障害者総合支援法の施設外就労に基づく施設外作業所事業

③ 事業分離を行った主な理由

HUGアイビスの全株式を山嶋氏へ譲渡し当社グループからHUGアイビスを除外した上、山嶋氏がより裁量権を持ってHUGアイビスの経営を行うことが、今後のHUGアイビスの業績の改善に資するものであり、当社グループ及びHUGアイビスにとって最善であると判断いたしました。

④ 事業分離日

2025年4月30日

⑤ 法的形式を含むその他取引の概要に関する事項

受取対価を現金等の財産のみとする持分譲渡

(2) 実施した会計処理の概要

① 移転損益の金額

子会社株式売却益 4,172千円

② 移転した事業に係る資産及び負債の適正な帳簿価額並びにその主な内訳

流動資産	28,145	千円
固定資産	41,740	
<hr/>		
資産合計	69,885	
<hr/>		
流動負債	45,661	
固定負債	27,067	
<hr/>		
負債合計	72,729	
<hr/>		

③ 会計処理

当該譲渡株式の売却価額と連結上の帳簿価額との差額から未実現利益を控除した額を「子会社株式売却益」として特別利益に計上しております。

(3) 分離した事業が含まれていた報告セグメント

就労支援サービス事業

(4) 当連結会計年度の連結損益計算書に計上されている譲渡した事業に係る損益

売上高 45,093 千円

営業損失 24,623

取得による企業結合

2025年7月31日開催の取締役会において、当社の持分法適用会社であった株式会社スマイルライフの株式55.6%を追加取得し、連結子会社化することを決議いたしました。

また、対象会社の資本金が当社資本金の100分の10以上となるため、対象会社は特定子会社に該当いたします。

(1) 企業結合の概要

- ① 被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称 株式会社スマイルライフ

事業の内容 中古ブランド品及び貴金属の売買事業

- ② 企業結合を行った主な理由

株式会社スマイルライフは、連結子会社の株式会社IBIS東海と施設外就労業務請負契約を締結し、アイビス菊井施設外作業所及びアイビス新瑞橋施設外作業所を運営しております。株式会社スマイルライフが手掛ける中古ブランド品及び貴金属の売買事業における事務作業やPC入力作業等は障がいの方々が担う作業に適しており、2024年5月に持分法適用会社となって以降、当社グループとしては施設外作業所運営の観点で事業上のシナジー効果が一定程度あったものと考えております。

株式会社スマイルライフを連結子会社化することで、当社グループと事業上のシナジー効果をさらに高め、施設外作業所事業のさらなる拡大を図るため、株式を追加取得することといたしました。

- ③ 企業結合日

2025年8月1日

- ④ 企業結合の法的形式

株式取得

- ⑤ 結合後企業の名称

変更ありません。

- ⑥ 取得後の議決権所有割合

100%

(2) 連結損益計算書に含まれている被取得企業の業績の期間

2025年8月1日から2025年10月31日

(3) 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	現金	89,900千円
取得原価		89,900千円

(4) 主要な取得関連費用の内容及び金額

アドバイザリー費用等 1,600千円

(5) 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

- ① 発生したのれんの金額

16,986千円

- ② 発生原因

今後の事業展開によって期待される超過収益力であります。

- ③ 債却方法及び償却期間

定額法 5年間

(6) 企業結合日に受け入れた資産及び引受けた負債の額並びにその主な内訳

流動資産	38,349 千円
固定資産	75,219
資産合計	113,569
流動負債	40,179
固定負債	476
負債合計	40,656

【関連当事者情報】

1. 関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

(ア) 連結財務諸表提出会社の非連結子会社及び関連会社等

前連結会計年度（自 2023年11月1日 至 2024年10月31日）

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金 又は 出資金 (千円)	事業の 内容又 は職業	議決権等の 所有(被所 有)割合 (%)	関連当 事者と の関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
持分法適用関連会 社	㈱スマイルライフ	愛知県 名古屋 市	49,900	中古品 売買業 不動産 業	(被所有) 直接 44.4	経営管 理等	固定資産購 入(注)	28,453	—	—

(注) 課税明細書における評価額に基づき、決定しております。

当連結会計年度（自 2024年11月1日 至 2025年10月31日）

該当事項はありません。

(イ) 連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

前連結会計年度（自 2023年11月1日 至 2024年10月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2024年11月1日 至 2025年10月31日）

該当事項はありません。

(2) 連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引

該当事項はありません。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

前連結会計年度（自 2023年11月1日 至 2024年10月31日）

(1) 親会社情報

該当事項はありません。

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

当連結会計年度において、重要な関連会社は㈱スマイルライフであり、その要約財務情報は以下の通りであります。

流動資産合計 22,227千円

固定資産合計 73,240千円

流動負債合計 17,303千円

固定負債合計 一千円

純資産合計 78,164千円

売上高 158,373千円

税引前当期純損失 19,126千円

当期純損失 19,309千円

当連結会計年度（自 2024年11月1日 至 2025年10月31日）

(1) 親会社情報

該当事項はありません。

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

該当事項はありません。

(1 株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 2023年11月 1 日 至 2024年10月 31日)	当連結会計年度 (自 2024年11月 1 日 至 2025年10月 31日)
1 株当たり純資産額	140円15銭	179円40銭
1 株当たり当期純利益	2円79銭	39円25銭

(注) 1. 前連結会計年度の潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。また、当連結会計年度の潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

2. 1 株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下の通りであります。

	前連結会計年度 (自 2023年11月 1 日 至 2024年10月 31日)	当連結会計年度 (自 2024年11月 1 日 至 2025年10月 31日)
親会社株主に帰属する当期純利益（千円）	2,511	35,284
普通株主に帰属しない金額（千円）	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益（千円）	2,511	35,284
普通株式の期中平均株式数（株）	899,000	899,000

3. 1 株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下の通りであります。

	前連結会計年度 (2024年10月31日)	当連結会計年度 (2025年10月31日)
純資産の部の合計額（千円）	125,993	161,277
純資産の部の合計額から控除する金額（千円）	—	—
普通株式に係る期末の純資産額（千円）	125,993	161,277
1 株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数（株）	899,000	899,000

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

⑤【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	—	100,000	2.50	
1年以内に返済予定の長期借入金	33,909	48,012	1.55	—
長期借入金（1年以内に返済予定のものを除く。）	279,982	264,469	1.05	2026年11月10日～ 2037年2月10日
その他有利子負債				
1年以内に返済予定の割賦未払金	—	1,200	3.30	—
長期割賦未払金	—	4,600	3.30	2026年11月27日～ 2030年8月27日
合計	313,891	424,081	—	—

(注) 1. 「平均利率」については、借入金等の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. 長期借入金（1年以内に返済予定のものを除く。）の連結決算日後5年間の返済予定額は以下の通りであります。

	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	54,616	52,399	41,072	28,174
長期割賦未払金	1,200	1,200	1,200	1,000

【資産除去債務明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)
不動産賃貸借契約に伴う 原状回復義務等	13,073	2,569	956	14,686

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第7 【外国為替相場の推移】

該当事項はありません。

第8【発行者の株式事務の概要】

事業年度	毎年11月1日から翌年10月31日まで
定時株主総会	毎事業年度末日から3ヶ月以内
基準日	毎年10月31日
株券の種類	—
剰余金の配当の基準日	毎年4月30日 毎年10月31日
1単元の株式数	100株
株式の名義書換え	
取扱場所	名古屋市中区栄三丁目15番33号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
取次所	三井住友信託銀行株式会社 全国本支店
名義書換手数料	無料
新券交付手数料	—
単元未満株式の買取り	
取扱場所	名古屋市中区栄三丁目15番33号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
取次所	三井住友信託銀行株式会社 全国本支店
買取手数料	無料
公告掲載方法	電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する。 公告掲載URL https://www.ibisholdings.co.jp/
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨を定款に定めています。

会社法第189条第2項各号に掲げる権利

会社法第166条第1項の規定による請求をする権利

株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

株主の有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求する権利

第二部【特別情報】

第1【外部専門家の同意】

該当事項はありません。

第三部【当該有価証券以外の有価証券に関する事項】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2026年1月29日

株式会社アイビスホールディングス

取締役会 御中

監査法人 コスモス

愛知県名古屋市

代表社員 公認会計士
業務執行社員

小室 豊和

業務執行社員 公認会計士

杉江 明俊

監査意見

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第128条第3項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社アイビスホールディングスの2024年11月1日から2025年10月31までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アイビスホールディングス及び連結子会社の2025年10月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、発行者情報に含まれる情報のうち、連結財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結財務諸表の監査を計画し実施する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

独立監査人の監査報告書

2026年1月29日

株式会社アイビスホールディングス

取締役会 御中

監査法人 コスマス

愛知県名古屋市

代表社員 公認会計士
業務執行社員

小室 豊和

業務執行社員 公認会計士

杉江 明俊

監査意見

当監査法人は、証券会員制法人福岡証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第127条第3項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社アイビスホールディングスの2024年11月1日から2025年10月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アイビスホールディングス及び連結子会社の2025年10月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、発行者情報に含まれる情報のうち、連結財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結財務諸表の監査を計画し実施する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。